

## 令和6年9月定例会 代表質問（概要）

令和6年9月25日

紀田 馨 議員

大阪維新の会、大阪府議会議員団の紀田馨です。

本日は大阪・関西万博まで 200 日前の節目の日にあたります。この日本で開催する万博、大阪の、関西のおもてなし、日本のおもてなしで最高の万博となることをお約束し、質問に移りたいと思います。



### 1. 万博から紡ぐ国際観光都市・大阪

#### (1) 万博TDMトライアルの実施

大阪・関西万博の来場者輸送については、有識者、国、博覧会協会、経済界、交通事業者、大阪府市などが参画する「来場者輸送対策協議会」において、チケットコントロールなどによる需要平準化や大阪メトロ中央線の運行本数の増便、会場周辺の道路整備などの供給拡大策を実施することにより、万博来場者の安全・円滑な移動の実現に取り組んでいます。

その一環として、企業や府民に対し、時差出勤等により、一般交通の抑制、分散、平準化を働きかける、いわゆる「働きかけTDM」を予定していますが、大阪府市や博覧会協会、経済団体、国の機関、鉄道協会等が参画する「交通円滑化推進会議」において、万博本番を見据えた万博TDMトライアルを、来週実施すると聞いています。

多くの方や企業に、TDMトライアルへご参加いただきたく思います。そして、このトライアルにより浮き彫りとなった課題に対して、分析を行い、本番につなげていくことが大切です。

そこで、より多くの企業等にTDMトライアルに参加してもらうために、どのように周知していくのか、またトライアルで判明した課題等について、本番にどうつなげていくのか万博推進局長に伺います。

(彌園万博推進局長答弁)

○ 万博来場者の安全・円滑な移動の実現に向けて、まず、来週 9 月 30 日から 10 月 4 日にかけて実施する万博TDMトライアルにより多くの企業等に参加いただくため、

- ・大阪府・市におけるホームページ・メルマガ等による発信
- ・知事・市長からのTDMトライアル実施の呼びかけ
- ・経済団体による各会員企業への働きかけ

など、時差出勤、在宅勤務等に関する周知や取組の実施について協力要請を行っているところ。

○ 加えて、実際に大阪メトロ中央線等を利用される方々に、TDMトライアルを積極的に実践していただくため、車内や主要駅におけるポスター掲示やデジタルサイネージを活用した広報を実施。

○ また、咲洲やATCに勤務する大阪府・市職員及び博覧会協会職員については、混雑する時間帯である8時台～10時台において、7割の通勤削減をめざすこととしている。

○ さらに、トライアル終了後、メトロ中央線の実施前後の交通量等の分析を行うと共に、パートナー企業や駅利用者等に対して実施するアンケートも踏まえて、万博期間中の具体的な取組に反映していくこととしている。

○ 引き続き、万博来場者の円滑な輸送と、経済活動の両立に向け、関係者とともにしっかりと進めていく。

## (2) 関空の万博に向けた受入体制について

万博が開幕すれば、現在のインバウンド需要に加え、より多くの海外からの来訪者がいらっしゃいます。その多くの方は、関空からお越しになると予想されます。したがって、関空は、万博のファーストパビリオンともいえる存在です。第1ターミナルの大規模改修を予定どおり、来年3月に完成させ、関空の受け入れ体制をしっかり整えることが重要です。

多くのVIPもお越しになります。シンガポールやドバイなどの空港では、VIPを対象とした、優先的に審査手続きが行える有料のサービスが行われています。今後のIRの開業を考えると、関空においても、こうしたサービスの提供に向けて検討してほしいと思います。

関空は民間事業者が運営し、入国手続きは国の所管であることは承知していますが、府として、関空の万博に向けた円滑な受入体制が確保されるよう、どのように取り組んでいくのか、政策企画部長の考えを伺います。

(川端政策企画部長答弁)

- 万博開催時に、大阪・関西の玄関口となる関空において、万全な受入体制を整えることは、大変重要。
  
- 国においては、入国時の混雑を回避すべく、入国審査と税関の申請手続きをワンストップで行う共同端末が、来春、日本で初めて本格導入される予定。また、VIP対策については、コロナ禍で休止していた優先審査レーンが万博開催までに再開できるよう、現在、検討が進められている。
  
- 出国時の混雑対策についても、関西エアポート社において、保安検査員の増員に加え、ターミナル1の大規模改修にあわせた検査場の大幅拡張とスマートレーンの大規模整備が進められており、今月上旬には、その一部が先行オープン。万博開催時には、1時間当たりの処理能力は4,500人から6,000人に向上する見込み。
  
- 府としては、引き続き、万博開催都市にふさわしい、我が国最高レベルの空港受入体制が構築されるよう、進捗状況を見守りつつ、国や空港会社をはじめ、関係機関に対し、必要な働きかけを行っていく。

### (3) ライドシェア

本年4月から、タクシー事業者の運行管理による、いわゆる「日本版ライドシェア」がはじまりました。しかし、運行できる日や時間、台数などが限定されており、このままでは万博開催時の移動需要の増大には対応できないのではないかと考えています。

府においても、現在の「日本版ライドシェア」では、万博時に急増する移動需要に対応できないとの考えのもと、運行場所や時間、台数などの更なる緩和を求め、知事自ら4月に全国知事会、国土交通省等との意見交換会において国に提案したほか、5月には同会の大阪・関西万博推進本部や関西広域連合に働きかけています。

二元代表制の一翼を担う府議会も、「2025年大阪・関西万博推進特別委員会」において、「万博スペシャル」として、「大阪・関西万博期間中のライドシェアの一時的緩和を求める緊急要望」を委員会の総意として決定し、国や関係国会議員に提案しました。

その直後に、国土交通省と万博時におけるライドシェアに関する勉強会が立ち上がりました。要望活動

の効果であると自負したいところです。

ただ、規制緩和には、準備期間も含めて少なくとも半年前の導入が必要と聞いています。勉強会の立ち上げから一か月以上が経過し、さらに、万博開幕半年前が目前に迫っている中、準備期間も含めて万博開催時にライドシェアが導入できるのか危機感を感じています。

現在の国との協議の状況、そして、どのように万博に向けて間に合わせようとしているのか、都市整備部長に伺います。

(谷口都市整備部長答弁)

○ 万博開催時におけるライドシェア制度の更なる緩和については、去る8月9日に、国と「万博開催期間中における日本版ライドシェア勉強会」を立ち上げ、議論を始めたところ。

○ この勉強会では、議論を迅速に進めるため、府域全域・24時間運行、台数制限の大幅緩和を優先して議論するとともに、万博本番に向けた準備期間の設定について、事務レベルでの議論を進めている。

○ また、事務レベルでの議論に際しては、実際にライドシェアを運行する府内タクシー会社のご意見を踏まえるため、個別に会社をお伺いし、課題等のご意見を聴取するとともに、大阪タクシー協会とも、万博開催時の対応方策等について会長などの役員と定期的に意見交換を行うなど、現場の声を踏まえた丁寧な議論を進めているところ。

○ 引き続き、利用者やタクシー会社にとって利便性の高いライドシェア制度の実現に向け、しっかりと協議を行い、できるだけ早期に更なる緩和策について取りまとめ、試行実施を行った上で、万全の態勢で万博来場者等による移動需要の急増に対応してまいりたい。

#### **(4) 万博に来訪する賓客等への接遇の意義**

万博には、世界各国をはじめ国内外から多数の賓客要人が来られますが、これらの賓客に対する接遇する体制として、新たに儀典長の配置や、賓客接遇室の設置に関することが提案されています。この体制整備の狙いについて知事に伺います。

(吉村知事答弁)

○ 世界中に影響力・発信力があるこうした海外の賓客に、大阪の都市魅力に触れ、ビジネスのポテンシャルを感じてもらうことは、今後の大阪の成長・発展や、国際都市としてのプレゼンスを向上させるまたとない機会である。

○ また、国内からも皇室や多数の賓客・要人の来阪が予定されていることから、万博時における接遇

機能の強化を図るため、接遇の司令塔として新たに「儀典長（仮称）」を配置し、賓客の来阪情報を集約・管理する体制を整備することとした。儀典長（仮称）のもと、各部局が一丸となり円滑な接遇業務に取り組んでいく。

○ 私を先頭に、賓客の方々を心を込めてお迎えしていきたい。

#### （５）万博におけるドローン規制

「2025 年日本国際博覧会の準備及び開催時における小型無人機等の飛行の禁止に関する条例」案が今議会に上程されています。違法なドローンによるテロ等を防止することは重要です。条例において、「万博会場が所在する夢洲及びその周囲おおむね 1,000 メートルの地域におけるドローンの飛行を原則禁止する」とした理由について、伺います。

（岩下警察本部長答弁）

○ 条例案については、大阪府警察としましては、来場者や国内外要人の安全対策に万全を期すことができるよう、大阪府や博覧会協会と必要な協議を重ねてまいりました。

安全・安心な大阪・関西万博の開催のためには、ドローンの飛行を規制し、違法な飛行をさせないことが重要であり、仮に違法な飛行を覚知した場合は、警察による安全確保措置が必要となります。

その上で、

- ・周囲を海に囲まれ、市街地と比較して障害物が少ないなどの夢洲の地理的特性
- ・それらを踏まえた警察による初動対処に要する時間

等を総合的に判断したうえで、大阪府と協議を重ねた結果、万博会場を含む夢洲及びその周囲おおむね 1,000 メートルの地域を規制対象地域に設定することとされたものと承知しております。

○ 今後も大阪府警察としましては、安全・安心な大阪・関西万博の実現に向けて、大阪府や博覧会協会等との関係機関と連携し、ドローン対策をはじめとした各種警備諸対策に万全を期してまいります。

#### （６）2025 年日本国際博覧会児童・生徒招待事業

##### ①（2025 年日本国際博覧会児童・生徒招待事業について）

次に、2025 年日本国際博覧会児童・生徒招待事業についてです。

先日、大阪・関西万博の建設過程や技術を公開する小学生対象の見学会「ちびっこ万博現場ウォッチング」が開かれ、参加者からは「説明を聞いて万博へ行きたくなった」「できるだけたくさんのパビリオンを回りたい」等の声がありました。

ただ、市町村教育委員会や学校からは、現時点においても未確定の要素が多く、児童・生徒招待事

業に参加の意向はあるものの、本当に参加できるかどうか、心配が尽きないとの声がある中、10月には団体予約が始まります。

このタイミングで、博覧会協会と調整してきた諸課題について、一定の結論も含めた最新の内容を、丁寧かつ速やかに市町村教育委員会及び各学校に提供すればよいのではないかとと思いますが、教育長の考えを伺います。

(水野教育長答弁)

○ 府教育庁では、この間、学校が来場に向けた具体的な検討を進めることができるよう、様々な課題について博覧会協会等と調整を進め、その内容を発信してまいりました。各市町村の教育長に対しては私自身も説明の機会を設け、7月以降は学校現場及び市町村教育委員会等に向けた説明会を、教育庁として積極的に開催してきたところです。

○ 今後、10月には万博の団体予約が開始されますが、年代ごとのプログラムや交通手段、団体休憩所など、学校現場からお聞きしている課題について更に調整を加速し、その状況について改めて説明会を開催したいと考えております。

○ 説明会においては、課題に対する調整状況に加えて、各学校に安全・安心に来場いただくための取組みについても説明を予定しております。その内容をもとに、各市町村教育委員会及び各学校において更に検討を進めていただけるよう、引き続き積極的に取り組んでまいります。

## ② (2025年日本国際博覧会児童・生徒招待事業について)

万博会場内で発生するメタンガスについては、6月に博覧会協会より安全対策が公表され、8月には検知状況が公表されました。会場内で基準値以上のメタンガスが検知された場所はなく、万博会期中はガス濃度測定を継続的に実施し、協会ホームページで毎日公表するといった万全の体制がとられていると考えています。府教育庁においても、学校にこういった情報を伝達していただきたいと思っております。

学校からは、会場までの移動中や、会場内で過ごしている間にも、予期せぬトラブルが生じるのではないかと、引率に関する不安が大きいと話を伺う機会が多いです。

万博への来場は、児童・生徒にとっても、引率する教職員にとっても初めての経験になります。来場当日に様々なトラブルが起こるのではないかと不安を感じることもあるでしょう。

招待事業の主催者である教育庁は、安全・安心な来場環境を整備するために、どのような取組みを検討しているのでしょうか。教育長に伺います。

(水野教育長答弁)

○ 府教育庁では、今回の万博の特徴である、会場やパビリオンへの入場にQRコードの利用が必須であることや、行程の多くが時間予約制になっていることに対策が必要と考えており、今議会において、緊急相談窓口の設置にかかる費用を補正予算案として提出させていただきました。

○ 具体的には、会場内において、招待事業で来場した児童・生徒の突然の体調不良など様々なトラブルに対応できるスタッフを配置するとともに、交通渋滞によるバスの遅延等に伴うパビリオンや休憩場等の予約変更を担うワンストップのコールセンターの設置を検討しております。

○ 引き続き、一人でも多く子どもたちが、万博において実りある体験をできるよう、安全・安心に来場いただける環境の整備に、しっかりと取り組んでまいります。

(紀田 馨 議員)

この事業については、議会へ請願が出ております。その内容についてもしっかりと議論していきたいと思っております。

### (7) 新たな成長戦略 (Beyond EXPO2025)

大阪維新の会は、「大阪を前へ、維新は挑戦をやめない」をキャッチフレーズに、「府市一体の成長戦略」を公約として掲げてきました。万博を控え、大阪経済は前を向いています。この上昇気流を決して止めることなく、万博をきっかけにさらなる加速を図っていききたいと思います。

万博では未来社会の実験場として、私たちの暮らしを大きく変える最先端技術が世界に向けて披露されます。大阪ヘルスケアパビリオンで予定されている iPS 細胞による心筋シートや「生きる心臓モデル」といった再生医療は、治療の在り方を大きく変えるでしょう。おそらくペニシリンの発見のような、大きな変化があると思います。会場内で飛行予定の空飛ぶクルマは、移動革命を誘発するかもしれません。

こうした新たな技術を社会実装につなげ、大阪の成長・発展、そして豊かな府民生活へとつなげたい。

万博後の大阪の成長・発展、明るい未来社会の実現に向けた指針となる「Beyond Expo2025」の検討が始まっていますが、来年夏頃には、取りまとめると聞いています。知事はどのような「思い」のもと、この新たな府市一体の成長戦略である「Beyond EXPO2025」の策定に取り組んでいくのでしょうか。

(吉村知事答弁)

○ 万博は、「いのち」をテーマに世界の英知を結集し、次代を切り拓くイノベーションやアイデアにより、新たな価値の創出や社会の変革をもたらす、まさに「未来社会の実験場」。

○ 開催都市である大阪としては、万博で披露される革新的技術等を「万博のレガシー」としてしっかり継承し、大阪・関西、ひいては日本の成長・発展に貢献していくとともに、府民の QoL 向上につなげていかなければならない。

○ 「Beyond EXPO 2025」は、その実現に向けた針路となる戦略。大阪の個性や強みを最大限発揮させ、万博を機に芽吹いた新技術の実装・産業化や、大阪らしさを存分に発揮した新たなエンタメづく

りなど、万博後の明るい未来に向けた道筋を府市一体で取りまとめしていく。

○ 新たな成長戦略のもと、府民一人ひとりが豊かさを実感できる社会を実現するとともに、世界に伍する都市・大阪への飛躍をめざしていく。

## **(8) 世界に誇る大阪 I R の実現に向けた取組み**

### **① (解除権の失効について)**

I R については、昨年 9 月に事業者と実施協定等を締結しましたが、この実施協定においては、事業者の解除権が設定されていました。しかし、2026 年の行使期限を待つことなく、解除権は失効しました。2030 年秋頃の I R 開業がほぼ確実になる、非常に大きな節目となる出来事です。

世界最高水準のエンターテインメント機能や M I C E 機能を持ち、大きな集客効果が期待できる I R の実現により、1 兆円を超える経済波及効果や年間約 9 万 3000 人の雇用創出効果に加え、毎年 1,000 億円を超える納付金・入場料収入が見込まれます。増税することなく、これまで以上に先進的な事業実施・府民サービスの拡大が可能になります。

大阪の更なる成長に向けて「日本・大阪」の魅力を世界に力強く発信するオンリーワンの I R を期待していますが、知事の所見を伺います。

(吉村知事答弁)

○ 実施協定においては、事業前提条件に基づく事業者の解除権を付していたものであるが、今般、事業者から通知があり、解除権失効を確認したもので、契約上、事業実施が確定し、I R の実現に向けて大きな前進であると認識している。

○ I R は、国内外から多くの観光客を呼び込むものとして、我が国が観光立国を推進するうえで、重要な取組みと位置付けられており、大阪 I R については、万博開催後の関西圏の発展や我が国の成長に寄与するもの。

○ 大阪・夢洲での世界最高水準の成長型 I R の実現をめざし、引き続き、2030 年秋頃の I R 開業に向けて、公民連携して取り組みを進めていく。

### **② (I R 工事における万博への影響低減策について)**

次に、万博開催期間中の I R 工事についてです。BIE が工事の中断を求めているとの報道がありましたが、国や関係者等との調整を経て、先日の大阪・関西万博に関する関係者会合において、「I R 工事における万博への影響低減策」が報告されています。

事業者の解除権が失効したことから、2025 年春頃には I R 建設工事が始まるでしょう。今回の低減

策については、BIE や博覧会協会をはじめ、関係者間で理解を得られたものということでよいか、知事に確認したいと思います。

(吉村知事答弁)

- 万博開催中の I R 工事については、この間、国などを含めて関係者と協議を進め、府・市、事業者において、万博への影響低減策をとりまとめ、岸田総理をはじめ関係閣僚が出席する関係者会合で説明し、ご理解をいただいたところ。
- この対策では、工程調整と交通・騒音・粉塵・景観の 5 つの項目で対策をまとめており、その中で関係者による連絡調整会議を新たに立ち上げ、万博会期中の情報連携・調整、対策内容の個別調整、悪影響が生じた場合を含め不測の事態の対応について協議することとしている。
- 万博・I R ともに重要事業であることから、今後も関係者間で連携を密にして、こうした対策を確実に実施し、来年開催する万博、そして 2030 年秋頃の開業をめざす I R、ともに成功させていきたい。

#### (9) 大阪ナイトコンテンツの充実と情報発信について

昼間の観光地めぐりだけではなく、夜も楽しんでいただける環境を整えば、大阪の魅力はさらに増大すると考えています。

特に外国人観光客には、大阪の夜や飲食などを楽しめるコンテンツがどこにあるのか、という情報提供のみならず、言葉の壁を超えた、大阪の圧倒的な魅力を体感できるような仕掛けづくりも重要です。

そこで、万博を契機に来阪される外国人観光客に対して、大阪の夜を楽しんでいただくために、どのように取り組むのか、府民文化部長に伺います。

(松阪府民文化部長答弁)

- 大阪の夜を楽しんでいただくコンテンツの充実について、大阪の冬の風物詩となっている「御堂筋イルミネーション」を、これまでの 11 月、12 月の開催から、来年度は 4 月から 12 月までの 9 か月間に延長する。
- また、船上からの夜景を楽しんでいただけるよう、万博開幕に先駆け、大阪市内と万博会場を結ぶ周遊ルート沿いにおいて、新たにウォーターショーやプロジェクションマッピングなどを実施する。
- さらに、大阪の観光とクラブやバー等のナイトスポットを満喫いただけるよう、大阪観光局においても、各施設の入場無料特典付きの「大阪楽遊パス PREMIUM」の販売を本年 8 月から開始した。
- これら大阪ならではのナイトコンテンツを P R できるよう、大阪市や大阪観光局等と連携を図りながら、

SNS や観光アプリなど、あらゆる媒体を活用し強力に情報発信を行ってまいります。

### **(要望)**

海外からの観光客にも楽しんでもらえる「楽遊パス PREMIUM」について、例えば、航空会社等と連携し、空港内や機内雑誌にPR 広告を掲載するなど、外国人観光客の目に触れる機会を増やす工夫をお願いしたい。

### **(10) 24 時間楽しめる都市・大阪の実現に向けて**

大阪の夜を楽しんでいただく取組を、万博開催期間限定で行うのは、もったいないと感じます。

有名な観光都市であるニューヨークやロンドンなどでは、夜間の消費活動を引き出す、いわゆる「ナイトタイムエコノミー」の取り組みが早くから進んでいます。ミュージカル、美術館などの文化芸術のほか、ナイトクラブやナイトバーといった飲食など、様々なエンターテインメントを楽しめる工夫が凝らされ、経済の活性化にもつながっています。

大阪では、万博終了後には24時間営業のIR 開業が予定されており、夜間の観光コンテンツを磨き上げていくことも重要です。

そこで、24 時間楽しめる都市・大阪の実現に向けた知事の考えについて伺います。

#### **(吉村知事答弁)**

○ 国際観光都市としての地位を確固たるものとするためには、大阪ならではの文化芸術や食、エンターテインメントといった強み、ナイトライフの充実を図ることが重要。ナイトタイムエコノミーについては、日本で取り組んでいる都市はまだないが、交通も含め、様々な課題も多い。大阪の将来をめざす方向性として、ナイトタイムエコノミーは非常に重要になってくると思う。「Beyond EXPO2025」にも、1つ項目として入れている。

○ そのため、万博開催期間中に御堂筋イルミネーションの実施期間を延長することに加え、点灯時間の延長も検討するなど、大阪観光局と連携して、新しい夜の価値を創出し、昼夜を問わず多様な楽しみ方ができる「24 時間おもてなし都市」をめざしていく。

### **(要望)**

知事からもご発言がありました通り、交通インフラも必要だと思います。積極的な検討をお願い致します。

### **(11) 宿泊税増収を受けた受入環境整備**

大阪の持続的な成長には、都市魅力を高める取組を継続して実施していくことが必要不可欠です。このような中、大阪府では、宿泊税制度の今後の在り方について、有識者で構成される検討会議での

議論を経て、今後の観光振興にかかる事業規模が、これまでの 20 億円程度から 80 億円程度に増加することが見込まれるとして、今議会に宿泊税条例の改正案が提案されています。

今後、宿泊税の具体的な用途について検討されると思うが、我が会派としては、来阪旅行者が、駅周辺や観光地、宿泊施設等で気持ち良く過ごすことができるよう、利便性や快適性の向上に資する受入環境整備を拡充していくことが重要であると考えています。

また、観光客の増加によるオーバーツーリズムも懸念されます。例えば、京都では観光客が増えすぎたため、市民がバスに乗ることができない、これは住民生活に大きな影響を及ぼしていると言わざるを得ません。観光地でのごみの散乱や私有地への無断立ち入りによるマナー問題等も話題になっています。大阪府でも、さらなる観光客の増大を視野に、オーバーツーリズムの抑止・抑制策を検討しはじめてもよいのではないのでしょうか。

これらのことを踏まえ、宿泊税を活用した観光客の受入環境整備について、どのように考えているのか、府民文化部長の所見を伺う。

(松阪府民文化部長答弁)

○ 国内外の方々に大阪の観光を快適に楽しんでいただくためには、宿泊税を活用した受入環境整備が重要と考えており、本年 8 月の有識者会議からの答申を踏まえ、多言語案内版の設置やトイレの洋式化などの取組みについては、引き続き、着実に実施していく。

○ 加えて、議員お示しの観光客増加に伴う社会問題等への対応についても、答申の趣旨を踏まえ、持続可能な観光地域づくりという視点も含めながら、施策効果等を十分に考慮し、必要な取組みについて検討してまいります。

○ 今後とも、より多くの旅行者に大阪を訪問していただけるよう、受入環境の充実を一層図っていくとともに、国際観光都市・大阪のさらなるプレゼンス向上に努めてまいります。

**(要望)**

より多くの観光客に大阪の魅力を感じていただけるよう、宿泊税を活用した受入環境整備に取り組んで欲しいと思います。

関西国際空港に発着する電車では、大きなスーツケースを持ち込む旅行者が多数見受けられ、現在でも混雑の原因になっています。台北市では、スーツケースを空港カウンターまで運ぶ専用列車のサービスが行われていました。専用列車とまではいなくても、バスによるスーツケース運搬の仕組みなどであれば、大阪でも検討の余地はあると思います。

宿泊施設では、やはり感染症対策はこれからも重要です。最近ではスーパートコジラミも話題になっており、様々なお困りごとがあるのであれば、しっかりとケアしていくことが重要だと思います。また、I R 開業も控えていますので、オーバーツーリズムの抑止・抑制にもしっかり取り組んでいただくよう要望します。

最後に、いわゆる外国人観光客徴収金については、整理すべき課題も多いとのことで、現時点では有

識者会議において継続審議事項となっています。地域住民と共存しながら、外国人観光客が、大阪での旅を快適に楽しめるよう、検討を進めていただくよう併せて要望します。

## 2 未来に向けた府政の新基軸

### (1) 基礎自治機能の充実・強化

「大阪府基礎自治機能の充実及び強化に関する条例」に基づき、府は、今後の市町村に対する支援の大きな方向性を定める「基礎自治機能充実強化基本方針」の策定に取り組んでいます。8月には知事をトップとする推進本部会議が開催され基本方針の骨子が示されました。

府内の基礎自治体は、社会情勢の変化の予測、人口構造の推移、財政シミュレーションの作成など、基礎自治体が今後直面する課題について整理し、対応策を実施していくことが求められています。

43市町村を取り巻く状況は様々です。たとえば、南河内地域の太子町、河南町、千早赤阪村は、9月9日に開催された、首長が参画する『南河内地域2町1村未来協議会』において、行財政改革や、さらなる広域連携に取り組むとともに、合併部会を設置することで合意しております。選択肢の一つとして合併の検討も深めることとしており、地域の状況によっては合併の議論は避けられないものと思います。

また、いずれの自治体が抱える課題解決においても、広域連携の促進や府域一元化、自主的な合併の推進といった基礎自治機能の充実強化に資する取組に対する財政支援など、大阪府の支援は重要です。

これらを踏まえ、大阪府が、基礎自治機能の充実強化に向けて取り組んでいく意義、そして取り組むべき大きな方向性を、知事に伺います。

(吉村知事答弁)

○ 人口減少・超高齢化社会が進み、人口構成が大きく変化していく中で、市町村が住民サービスを将来にわたって安定的に提供していくことは非常に重要。

○ 現在策定中の基礎自治機能充実強化基本方針は、府民が地域で安心して暮らすことができる社会の実現に向け、府が市町村のニーズを把握し、これまでの取組をさらに深化させるとともに、人材、財源等の限られた資源を活用しながら、継続的な取組を行う上での羅針盤となるもの。

○ そのため、基本方針では、「市町村における将来のあり方検討の場づくり」、「市町村の取組への支援」、これらに対する「人的・財政的支援」の3つの柱を中心に、市町村における、さらなる行財政改革や広域連携、自主的な合併の取組について、府として、インセンティブとなる効果的な支援策を検討していく。

○ 引き続き、府が南河内地域2町1村と取り組んでいる、合併を含めた将来のあり方検討を着実に

進めるとともに、市町村が、めざす未来像をオープンに議論し、直面する課題解決に向けて積極的に対応できるよう、基礎自治機能の充実・強化にしっかりと取り組んでいく。

## (2) 「大阪のまちづくりグランドデザイン」のさらなる推進

### ① (グランドデザイン推進における市町村支援の考え方)

成長・発展をけん引する拠点エリアの形成とともに地域の魅力を活かした暮らしやすい都市の実現をめざしたのが、令和4年度に策定された「大阪のまちづくりグランドデザイン」です。

グランドデザインの推進にあたっては、大阪府が中心となって、まちづくりの主導的な役割を担う市町村との連携強化を図り、技術的支援等の充実を図ることとされています。

一方、市町村においては、急激な人口減少や高齢化が進展する中、公共施設の総合的・計画的な管理、インフラや建物の老朽化や、駅前地域のリノベーションへの対応など、様々な地域課題に直面しています。

この厳しい現状を踏まえると、大阪府がまちづくりの推進役として、市町村の課題やニーズをしっかりと受け止め、積極的に支援していくことが、今後ますます重要になるのではないでしょうか。

大阪全体のまちづくりを推進する観点から、どのように市町村を支援していくのか、大阪都市計画局長の所見を伺います。

(尾花大阪都市計画局長答弁)

○ 大阪全体のまちづくりを推進するため、本府が先導的役割を発揮し、広域的な観点から、市町村を支援することが重要と認識。

○ 具体的には、複数の市町村と鉄道事業者による、鉄道沿線地域の活性化に向けた取組や、様々な地域資源を活かした広域連携のまちづくり、さらには、拠点エリアを中心とした、まちづくり方策の検討や市街地再開発事業等の促進により、市町村の取組を後押ししている。

○ また、企業とのマッチングの機会を創出するため、「シンポジウムやセミナー」を開催し、民間投資の誘発に向けた情報発信を行うとともに、「市町村との連携会議」等を通じて地域課題を把握し、先進事例やノウハウを示す「まちづくり指針」を共有するなど、技術的な支援を強化している。

○ 引き続き、関係部局等と緊密に連携しながら、こうした取組を推進し、市町村の自律的なまちづくりを積極的に支援していく。

### ② (万博やIRも見据えた今後の推進の考え方)

市町村に対するまちづくりの支援や広域連携の促進に、今後さらに取り組むよう要望します。

さて、9月6日に、うめきた2期の先行まちびらきが行われ、都市公園を中心に広大な「みどり」が創出され、新たなにぎわいが生まれています。私も先日行ってまいりまして、梅田の印象が変わったと感じております。

うめきた2期のまちづくりは、「みどりとイノベーションの融合拠点」の形成をめざすものとして、「大阪のまちづくりランドデザイン」にも位置づけられており、大阪の成長をリードする一大拠点として大きな期待が寄せられています。

「大阪のまちづくりランドデザイン」は、2050年を目標に、多様な主体が一体となってまちづくりを進めるための羅針盤ですが、ロードマップを見ると、万博が開催される2025年が短期的な目標年次として設定され、2030年のIRの開業、その先には、リニア中央新幹線や北陸新幹線などの広域インフラの整備も見通されています。

万博では様々な新技術の展示が行われ、IRを中心した国際観光拠点の形成に期待が寄せられています。これらのインパクトを都心部はもちろん、各地のまちづくりに取り込み、大阪全体の成長・発展へつなげたい。

今後、万博やIRも見据えながら、市町村と連携し、「大阪のまちづくりランドデザイン」の推進にどのように取り組んでいくのか、大阪都市計画局長の所見を伺います。

(尾花大阪都市計画局長答弁)

○ 万博開催や国際観光拠点の実現を契機に、新たなモビリティや次世代エネルギー、健康・医療など、多様な分野で新たな技術に関する社会実装や、国際的な観光客の誘致への取組が進められており、それらを今後のまちづくりへ活用していくことが重要。

○ 具体的には、空飛ぶクルマや自動運転など新たな交通システムへの対応をはじめ、ゼロカーボンシティや健康長寿社会を支えるまちづくり、さらには、インバウンドに対応した広域観光の促進などが考えられる。

○ 今後、市町村と連携のもと、ランドデザインに基づき、各地のまちづくりの進捗を検証するとともに、新技術の活用や新たな交流の促進を通じて、万博やIRの効果을府域全体に広げることにより、大阪のさらなる成長に向けたまちづくりを推進していく。

### (3) 公益通報への対応

関西では、職員からの公益通報の処理が大きな話題となっています。この問題における主要な論点は、公益通報の対象とされている知事自身が、報道機関への通報を公益通報として扱わずに、通報者が誰であるかを探索したこと、そして直ちに通報者への懲戒処分を行ったことと認識しています。

公益通報への対応に通報された本人が関与することは、公正性を欠き、公益通報制度を設けた趣旨に反する結果となってしまうと考えるからです。

仮に、大阪府において、知事に関する通報があった場合に、大阪府は適切に対応できるのか。総務部

長に伺います。

(市道総務部長答弁)

- 職員からの公益通報は、組織の自浄作用を促すものであることから、公正性を確保することが極めて重要なことであると認識。
- 報道機関に対する通報については、公益通報者保護法が直接に適用されるため、法で通報者保護の要件とされている不正の目的でないことや、真実相当性、不利益な取扱いを受けるなどの特定事由に該当するか否かなどについて、法の趣旨に則り公正に判断することとなる。
- 府に対する通報については、外部の弁護士による通報受付窓口を設置するとともに、全ての調査結果について外部の弁護士からの意見聴取を必須とするなど、独立性を確保する措置を講じているほか、通報事案に関係する者を処理に関与させないこととして、その公正性を確保している。
- 知事に関して府に対する通報があった場合は、知事は組織の長であることから、これらに併せて、調査の公正性を確保するため外部の弁護士による調査を行ってまいらる。

#### (4) 大阪のスーパーシティの展開について

令和4年4月に、大阪府・大阪市の協働で、大阪市域がスーパーシティ型国家戦略特区として指定されてから、早くも2年半が経過しました。

スーパーシティは、未来の生活を先行実現する「まるごと未来都市」をめざすもので、大阪では、万博会場である「夢洲」と「うめきた2期」の2つのグリーンフィールドで、「データで広げる健康といのち」をテーマに、複数分野の先端サービス実装と規制改革の実現に向けた取組を推進しています。我が会派は、令和2年度からスーパーシティに注目し、質問してきました。

一方で、現在の府域に目を向けると、医療や介護、公共交通など、生活に欠かせないサービスの担い手となる人材不足により、サービスそのものが縮小を余儀なくされる、そうした懸念が地域に広がっています。

大阪府・市が策定したスーパーシティの全体計画をみると、万博までに実証を重ね、得られた成果を万博の機を捉え、社会実装していくこととなっています。スーパーシティの成果を府域全体に広げ、地域課題の解決につなげていくべき時がきています。

スーパーシティの成果をどのように府域全体に波及させていくのか、スマートシティ戦略部長に伺う。

(坪田スマートシティ戦略部長答弁)

- 先端サービスのスムーズな社会実装を可能とする規制改革と、データ駆動型社会の実現を推し進めることが、スーパーシティの役割であり、その成果を大阪府域に横展開していかなければならないと認識。

○ 令和4年12月にスーパーシティ全体計画を策定し、これまでに AI による局所的な気象予測やスタートアップビザなど18項目の規制改革や、先端的サービスの実現に取り組んできたところ。

○ その中でも、大阪広域データ連携基盤 ORDEN はスーパーシティの基幹的なインフラであり、その機能を活用して人流、気象、交通など様々なデータ連携を図っている。また、データ仲介のためのプラットフォームである ODPO や大阪総合行政ポータル「マイド・ア・おおさか」の運用による住民の QOL 向上などを図っているところ。

○ これらの取組による成果については、経済団体への働きかけをはじめ、市町村や企業等が参画する大阪スマートシティパートナーズフォーラムなども活用し、公民の力を合わせて、広く府域に波及させていきたい。

### **(要望)**

スーパーシティの成果が、府域に広がりつつあることは分かりました。引き続き、しっかり取り組んでほしいと思います。

ただ、スーパーシティを2年前の計画に位置付けられている取組だけで終わらせるのも、もったいないなと思います。

府内の各地域には、超高齢化や世帯構造の変化、それに伴う地域の空洞化など、まだまだ課題は多い。これらを解決していくためには、データ連携や先端技術を活用した地域の支え合いを可能とし、そのことによる新たな産業創出を図るといったような概念が必要です。

そのためにも、現状にとどまることなく、スーパーシティにおける新たな先端技術の実装と規制改革の実現に、必要な予算を措置し、取組を展開していくことを強く要望します。

### **(5) データ連携基盤の横展開について**

先端サービスのスムーズな社会実装を可能とする規制改革、データ駆動型社会の実現を推し進めることが、スーパーシティの役割であり、その成果を大阪府域に横展開していくとの、スマートシティ戦略部長の答弁がありました。

スーパーシティの目標が「都市間の広域連携と横展開をめざす」ということからしても、スーパーシティのデータ連携基盤としての ORDEN は、全国の自治体をけん引していく代表的なデータ連携基盤であるべきで、これまでも ORDEN の横展開について質問してきました。そこで都道府県への横展開をめざす意義と、具体的な取組状況についてスマートシティ戦略部長に伺います。

(スマートシティ戦略部長答弁)

○ 現状、多くの自治体でデータ連携基盤の構築が進みつつあるが、東京都のように財源が豊かで投資が充実している団体と、必ずしも十分な投資ができない団体では、データ連携基盤の機能に大きな格差

が生じる。

その結果、多くの企業は機能の高い東京都のデータ連携基盤を選択し、ただでさえ、人・モノ・カネが集中する東京に、さらにデータについても一極集中が進むことになる。

○ データ利活用が国際的に大きく遅れている我が国において、本来、行政によるデータ利活用環境は住民や企業が地域間格差なくサービスを利用できるべきと考える。

○ これらの課題については、スーパーシティのデータ連携基盤として国から承認を受け、機能面でも充実している ORDEN を持つ大阪府が、他の都道府県との共同利用を主導することで、大阪の成長に寄与するだけでなく『東京一極集中の是正』にも貢献することができる。

○ ORDEN の横展開の取組については、本年 6 月に 40 道府県や関西広域連合、関西・四国・九州の経済連合会等が参加する「自治体データ連携基盤共用化研究会」を立ち上げ、データ連携基盤の活用事例の共有や、共同利用のための方策について検討を進めており、各都道府県の参画につなげていきたい。

#### **(要望)**

スマートシティ戦略部長の答弁でもあったが、現在、データ連携基盤は都道府県ごとにバラバラに開発され、全国自治体でデータ連携基盤の優劣が生じており、まさに「データの東京一極集中」が進行することを大いに懸念しています。

スーパーシティとしてデータ連携基盤 ORDEN を構築した大阪府が中心となって、共同利用を推進すれば、地方であっても東京と同レベルのデータ利活用の環境が提供できることになります。

今後の大きな成長産業である AI 事業などのデータ利活用型の産業が、東京一極集中化することを回避し、地方分散する流れを大阪府が先頭を立て主導することは、大阪維新の会の公約である「東京一極集中を防ぐ副首都"大阪"の実現」に完全に合致します。共同利用は我々としても応援しております。ぜひ共同利用を広げてほしいと思います

#### **(6) 大阪湾に迷い込んだクジラの対応について**

大阪湾では、2年連続して、クジラが港に迷い込み、残念ながら死亡する事案が発生しています。

1つ目は、令和5年1月に淀川河口付近で発見され、「淀ちゃん」と呼ばれたマッコウクジラの事案です。発見から4日後の1月13日に大阪港内で死亡が確認され、死骸は紀伊水道沖へ運ばれ、海洋投棄となりました。

2つ目は、令和6年2月に堺泉北港に迷い込んで死んだマッコウクジラの事案です。1月23日に堺市の沿岸部で確認され、約1か月後の2月19日に死亡が確認され、死骸は堺市の堺第7-3区に一時埋設されました。

令和5年の大阪港の事案と令和6年の堺泉北港の事案では、対応方法が異なります。この対応は、同じ考えのもと検討・決定したものであったのか大阪港湾局長に伺います。

また、今後同様の事案が発生する可能性は大いにあります。

再びクジラが府営港湾または大阪港で死亡した場合に備え、より迅速に対応ができるよう、水産庁の「鯨類座礁対処マニュアル」を踏まえた上で、大阪での具体的な対応の準備をしておくべきと考えるが、この点についても大阪港湾局長の認識をあわせて伺います。

(丸山大阪港湾局長答弁)

○ 死亡したクジラの処分方法は、水産庁の「鯨類座礁対処マニュアル」において、「埋設」、「焼却」、「他海域への移動・排除いわゆる海洋投棄」の3つの方法が定められており、死亡時の状況等に応じて選択することとなっている。

○ 令和5年の大阪港の事案と令和6年の堺泉北港の事案についても、このマニュアルに基づき、死亡時の状況等に応じて関係機関との調整の結果、処分方法を決定したものの。

○ 令和5年の大阪港の事案では、発見から死亡まで4日間という短期間であったことから、埋設場所の事前調整が難しく、死体の腐敗が進み、悪臭の拡散や体内にガスが充満して破裂する恐れなどがあり、住民への影響や、航行船舶の安全確保等を考慮すると早急な対応が必要であったため、海洋投棄を選択した。

○ 一方、令和6年の堺泉北港の事案では、発見から死亡まで約一か月の期間があり、港内で死亡した場合に備えた埋設場所の選定や地元関係者等と協議を行う時間が確保できたことから、埋設処分とした。

○ 今後、これまでの経験を活かして、より迅速に処分方法を決定し、対応できるよう、大阪港湾局所管の港で共通の「鯨処理対応マニュアル」を今年度中に策定することとしている。

○ 引き続き、大阪港湾局一丸となって、管轄内でクジラが死亡した場合に迅速に対応できるよう取り組んでいく。

#### **(7) 大浜埠頭の上屋における耐震対策について**

大阪府が平成28年に策定した「新・府有建築物耐震化実施方針」において、大浜埠頭の4棟が「現行の建築基準法と同等の耐震性能を満たさないもの」、言い換えれば耐震化の必要がある施設とされています。令和5年2月の我が会派の代表質問では、耐震対策の現状と今後の方針について、大阪港湾局長から「今後とも大浜埠頭の上屋の耐震化の実現に向けて精力的に取り組んでいく」、また、

1 1月の一般質問では、「上屋の民営化を順次進めており、本府と港湾運送事業者との共同所有の上屋については、府と事業者が上屋を撤去し民間が新たな上屋を建てることを軸に検討を進めている」との主旨の答弁がありました。

一方、先月8日には日向灘を震源とする最大深度6弱の地震が発生し、気象庁は初の「南海トラフ地震臨時情報」を発表し、その後1週間、巨大地震に注意するよう呼び掛けました。その後も継続して、「南海トラフ沿いではいつ大規模地震が発生してもおかしくないことに留意」するよう注意喚起がなされました。

このような中、地震により利用者に被害を及ぼすことのないよう、大浜埠頭の上屋の耐震化の重要性はますます増えています。

そこで改めて、大浜埠頭上屋の耐震対策にかかる進め方について、大阪港湾局長の見解を伺います。

(丸山大阪港湾局長答弁)

○ 大浜埠頭の4棟について、施設利用者等の安全確保の観点から早期に耐震性能を確保する必要があると認識している。

○ 4棟のうち、本府と港湾運送事業者との共同所有の3棟は、府と事業者が上屋を撤去し民間が新たな上屋を建てる方向で、事業者と協議を進めてきたが、建設費用が非常に高価となり合意が得られなかった。このため、現在は、上屋を民間に売却したあと、民間事業者によって耐震補強を行う方向で事業者と協議を進めている。

○ また、残りの1棟がある堺青果センターでは、温度管理設備等の老朽化が進行していることから、この設備の更新も大きな課題となっている。

そのため、将来を見据えた設備規模を踏まえた上で耐震対策を進めることを目的に、今年新たに大阪港湾局、センターの運営を担う堺泉北埠頭株式会社、利用者の3者で構成する会議体を設置し、集中的に検討を進めることとした。

○ 「新・府有建築物耐震化実施方針」の計画期間は令和7年度までであり、大浜埠頭の上屋における早期の耐震性能の確保に向けて、引き続き精力的に取り組んでいく。

**(要望)**

本件については、方針どおり令和7年度までに結論に至るよう強く要望します。大阪府だけの所有ではなくて、民間との共同所有であるという点で、難しいところがあるとは理解しています。だんだん稼げにくくなっている状況もあり、耐震化に係る費用を捻出しにくいという実態も承知しております。だからこそ、稼げる港湾、にぎやかな港湾を実現するという大目的を意識しつつ、令和7年度までにしっかりと結論を出していただくようお願いします。

## (8) 大手前庁舎の空調

### ① (個別空調の設置)

我が国では近年夏場の猛暑日が増えており、気象庁の発表では、今年の夏は、これまで最高だった昨年と並び、統計のある 1898 年以降で最も暑かったそうです。

こうした中、大手前庁舎では、通常勤務時間帯の平日午前 9 時から午後 6 時半まで冷房運転していますが、勤務時間外は原則稼働していません。職員からの不満の声も大きいと聞きます。

所属によってはやむを得ず時間外勤務を行わなければならない職員も多くおられるでしょう。職員の健康管理上はもとより、仕事の効率を上げていくためにも、それぞれの執務室に個別空調を設置するのは難しいのでしょうか。総務部長に伺う。

(市道総務部長答弁)

- 大手前庁舎の空調については、全館一斉に集中管理する「中央熱源方式」を採用している。
- 個々の執務室ごとに管理するパッケージエアコンなどの個別空調を設置するにあたっては、室外機をはじめとした新たな機器を設置することが必要となる。
- この個別空調の設置については、一定期間、執務室を移転させて工事する必要があること、庁舎の外壁や屋上などへの室外機設置には構造的な問題があること、さらに、本館だけでも数十億円規模の費用が必要となることなど、非常に課題が多いものと考えている。

### ② (空調運転時間の拡大)

全館一斉に集中管理する空調、換言すると、勤務時間外に空調を運転するには、時間外勤務者のいない執務室も含め全館冷房しなければならないということです。

一方、老朽化した庁舎が多い霞が関では、先般、「超過勤務を行っている職員がいる場合は、引き続き空調設備を用いるよう」各省庁に通知がなされたそうです。今後も災害級の酷暑が続くことが予測される中、府庁舎においても、個別空調の設置は無理としても、夏場だけでも空調運転時間の拡大が必要ではないか。総務部長に伺う。

(市道総務部長答弁)

- 職員の健康を保持するとともに、効率的に業務に専念してもらうためには、快適な職場環境を確保することは非常に重要。今年度においては、非常に厳しい暑さの中で、府民サービスの向上のために、空調が十分な環境でない中で、やむを得ず時間外勤務を行っていただいた職員の皆様には、大変心苦しく感じているところ。

○ このため、空調機器停止後に送風機能の運用期間を延長して、室温上昇の抑制を図るとともに、本館や別館にポータブルクーラー等の設備を備えた「空調確保室」を設置するなど、できる限りの対応を行ってきたところ。

○ 来年度以降は、空調管理業務の委託拡大の検討に併せて、空調運転時間のさらなる延長について改善策を検討したい。

## （９）大手前地区の活性化

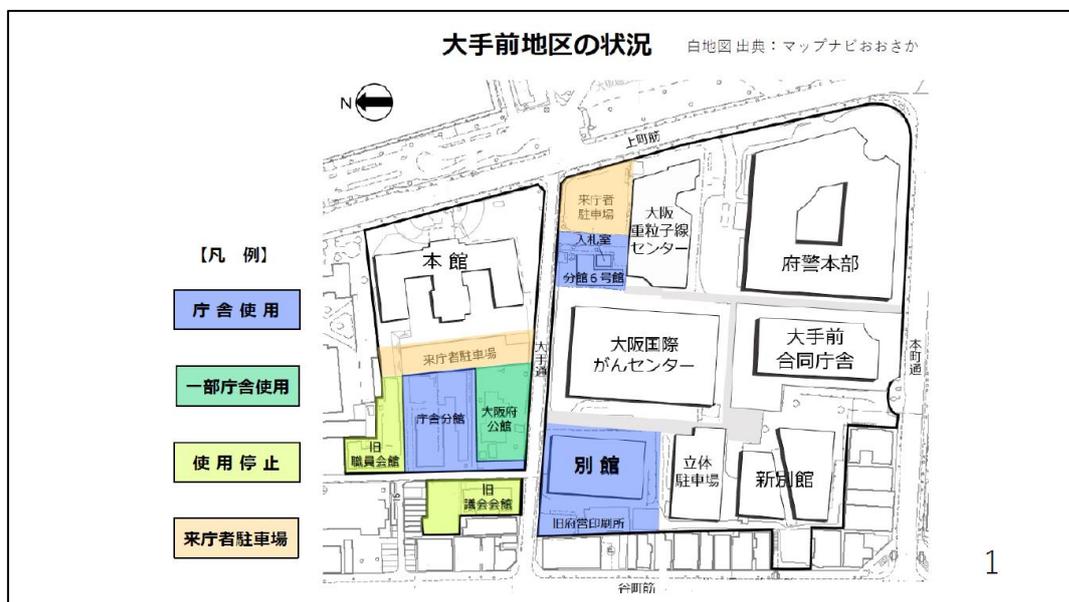
### ①（大手前府有地の利用状況）

我が会派は、大手前地区の活性化と魅力あるまちづくりをめざして、8月1日に「大手前地区活性化推進プロジェクトチーム」を発足させました。

大手前地区は「大阪のまちづくりランドデザイン」において、世界で存在感を発揮する拠点エリアの一つとされる「大阪城・周辺エリア」の西側に位置しています。

エリアの東側の森之宮では大阪公立大学をはじめとした整備が着々と進んでおり、エリアの北側の京橋駅周辺でもまちづくりが進められています。

だが、エリアの西側、大手前地区に目を向けると状況は一変します。大手前地区には、まったく使われていない、あるいは、あまり使われていない建物がたくさん放置されています。理由は耐震性です。



撤去工事中の旧府営印刷所、旧職員会館、旧議会会館、大阪府公館、入札室の五箇所は耐震性がなく、利用することができません。出入りする人の姿もほぼなく、土地の有効活用という観点からは、実に残念な状況です。

現在利用されている分館 6 号館、別館、庁舎分館についても、築年数が古く、老朽化を隠すことはできません。近い将来に何らかの対応が必要になるでしょう。2 個所の来庁者駐車場も青空駐車場そのものであり、大手前という一等地の活用方法としては疑問があります。

この印象を、さらに強化したのが大阪法務局の移転です。広大な敷地を有し、多くの来庁者が列をなしていたのですが、跡地が未利用のままです。



こういった有効活用されていない建物、土地が増大してきたため、大手前地区が全体として寂しい感じを与える地域になりつつあります。大阪城などへの観光客が増えている昨今、このような大手前の状況を目にするにつけ、大変残念に思います。

大手前は、大阪における最大規模の官庁街であり、大人気の観光地である大阪城公園に隣接したエリアです。大変資産価値の高い土地といえます。まったく利用しない、あるいは低利用のまま放置することは、府民の資産の有効活用という観点からも疑問があります。

これらの施設について、現時点での考え方と、どれくらいの面積があり、それらの土地の資産価値を路線価で算出するといくらになるのか、総務部長に伺います。

(市道総務部長答弁)

○ 大手前地区の耐震性のない施設としては、お示しのとおり、現在、撤去工事中の旧府営印刷所のほか、旧職員会館・旧議会会館・府公館・入札室があり、立ち入りを禁止した上で、今後、順次、撤去を進めることとしている。なお、府公館の大サロンについては、新耐震基準を満たしていることから、現在も暫定的に使用しているところ。

○ ご指摘の施設のうち、別館・分館 6 号館、庁舎分館については、耐震性を確保しており、今後も執務室等として使用することを予定している。

○ ご指摘の土地は、このように使用状況等が様々ですが、府有地の面積として合計すると 2.53ha となる。

○ 土地の価格については、通常、利用用途を特定して不動産鑑定を行い算出することが一般的であるが、令和 6 年度の路線価に、ご指摘の範囲の敷地の面積を乗じて単純に算出した価格としては、合計 200 億円超となる。

## ②（大手前地区の有効活用について）

大手前地区の府有地については、路線価がない土地も多く、取引例もないため正確に現在価値を計算することは難しいでしょう。

いま回答があった数字は、細い道に面した民有地の路線価を大手通に面した府有地に機械的にあてはめた数字で、相当程度低額に出る数字であるとは思いますが、それでも 200 億円を超える経済的価値があるとのこと、実際にはもっと高いと思います。

大都市大阪の重要な拠点である大阪城・周辺エリア全体を見たとき、大手前地区をこのままの姿で放置するのは、大きな損失ではないでしょうか。老朽化している庁舎も含めて、大手前地区全体の有効活用の検討を開始するタイミングではないかと考えますが、知事の考えを伺います。

（吉村知事答弁）

○ 大手前地区の庁舎については、現在、耐震性能を有していない既存施設の安全確保を着実に進めるよう取り組んでいるところ。

○ その後の検討については、現在使用中の施設もあることから、大手前地区の土地利用の中でトータルに考えていく必要があり、中長期的な課題と認識している。

## （要望）

時間がかかるのは間違いないテーマです。一方で、多くの職員が勤務している別館の築年数を検討すると、おそらく 10 年後あたりには、何らかの対応が必要不可欠になるでしょう。検討自体は、そろそろ始めたほうが良いと強く指摘いたします。

我が会派は、大手前地区に大きな可能性を見えています。民間と連携した商業施設、あるいは宿泊施設や住居を併設した、巨大なオフィスビル群を核とする大阪の新拠点として大手前地区といった姿も夢物語ではないと思います。大手前地区活性化推進プロジェクトチームにおける調査研究を通じて、知事へ提言したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

## (10) 府立高校の今後のビジョンについて

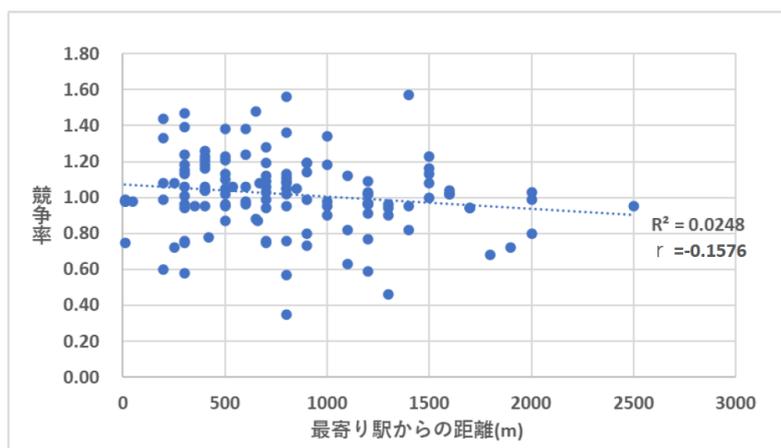
### ① (府立高校の今後のビジョンについて1)

令和6年度の公立高等学校入学者選抜では、全145校の内70校で定員割れとなっています。我が会派は、定員割れとなった学校に共通の要因があるのではと考え、分析を試みました。

こちらは、令和5年度選抜の競争率と、最寄りの駅・バス停からの距離について相関分析を行ったグラフです。競争率1.0未満は定員割れの学校です。

グラフを見ると、点の分布からデータの相関関係を見ることができます。相関係数はデータの関係性の強さを表し、1に近いほど相関関係が強く、おおむね0.7以上で「強い相関関係」があり、0.4以上で「かなり相関関係がある」と解釈されています。

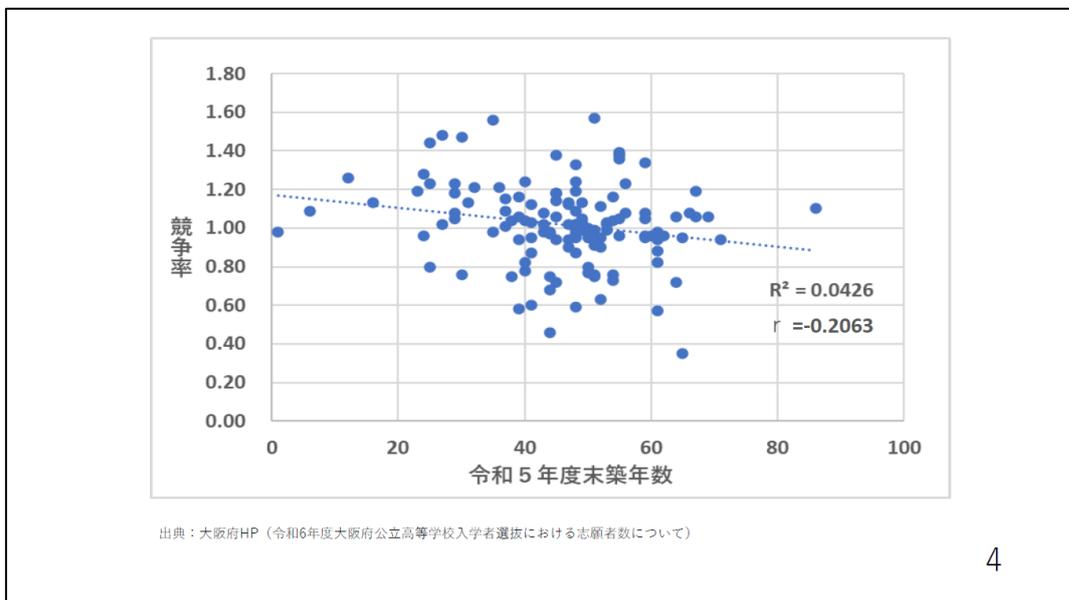
最寄りの駅・バス停からの距離と入試競争率の相関係数は-0.15であり、交通の便が悪い、つまり駅から長く距離を歩く必要があるから、定員割れしているといった関係はなさそうです。



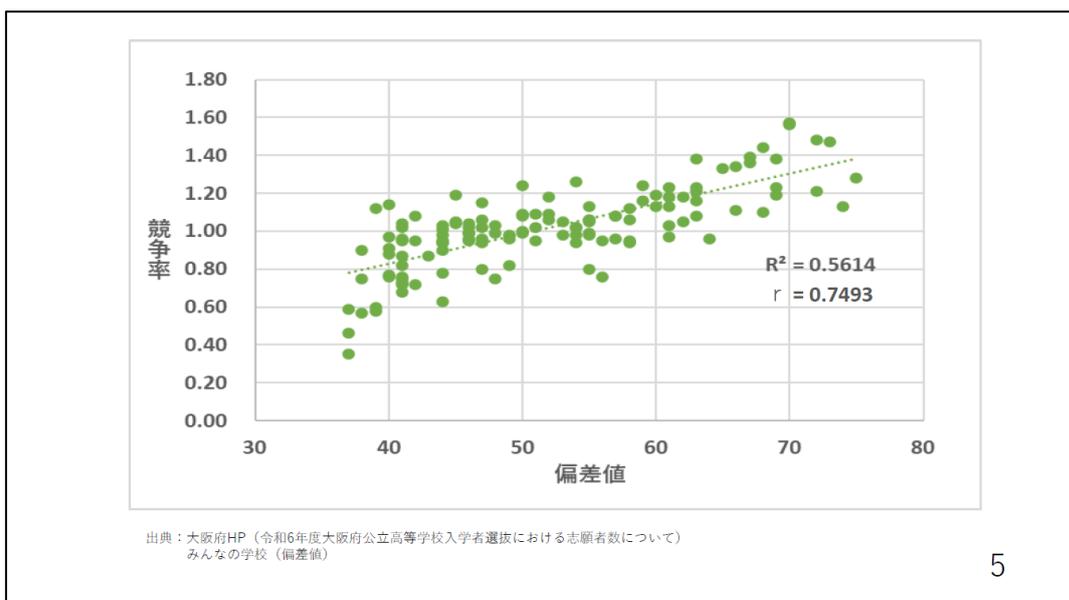
出典：大阪府HP（令和6年度大阪府公立高等学校入学者選抜における志願者数について、大阪府公立高等学校等ガイド）

※学校へのアクセスでバスを使用する場合は、バス停からの距離を「最寄り駅からの距離」とする

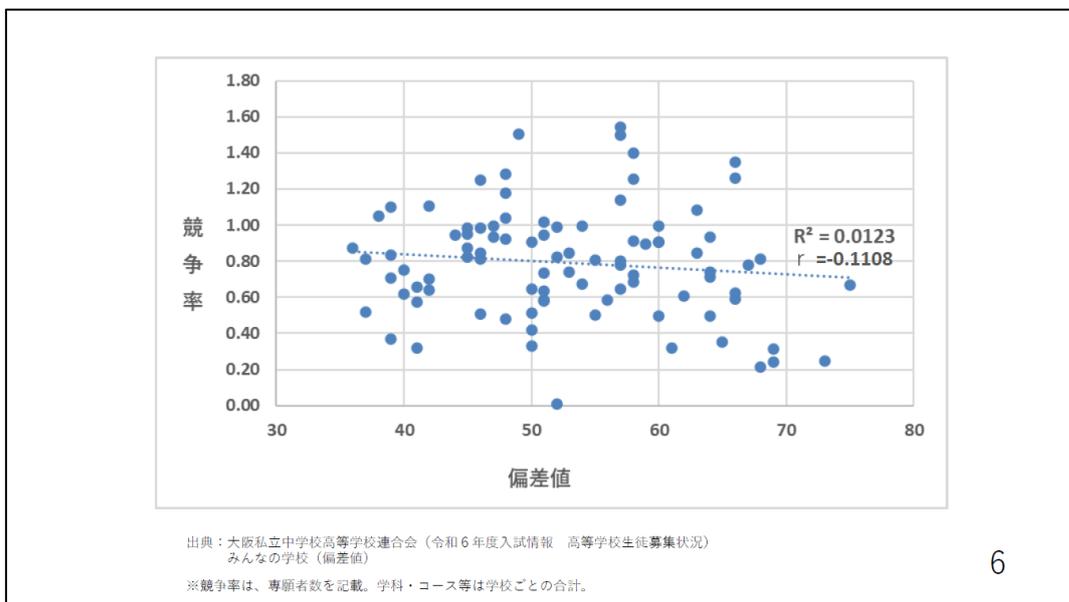
次に、よく言われる校舎の古さ、築年数ですが、入試競争率の相関係数は、-0.20 であり、校舎が古いから定員割れしているといった有意な関係もないものと解釈できます。



次に、大手学校情報サイトが公表している入試難易度、つまり競争率と入試競争率の相関係数を計算すると、0.74 でした。これは、強い相関関係があると解釈できる数字です。いわゆる学力の高い学校は定員を上回っているのに対し、学力が中程度以下の学校が定員割れしている傾向があると解釈できます。



ところで、私立高校でも昨年度は全 95 校の内 54 校が定員割れとなっています。そこで、私立に対しても同じ相関分析を行ったところ、府立と全く異なっており、入試難易度と定員割れとの相関関係を見出すことはできませんでした。



6

私立高校は、定員割れを起こしているにしても、その要因には入試難易度以外の何かがあるように思えます。一方で、府立高校は、定員割れを起こしている要因は他にもあるかもしれないが、入試難易度が大きな影響を与えている、言い換えれば、学校の特色は特に評価されておらず、ただ入試難易度のみが特徴となっているように思えます。

府立高校は、大阪府教育庁が所管する 151 校からなる巨大組織です。個別の学校の特色を、教育庁ですべて企画、立案、実行していくのは無理があるように思えます。特色を強化するためには、各校それぞれにおいて企画、立案、実行してもらうより他ないのではないのでしょうか。そのためには、各校が学力以外の特色や魅力づくりを強化するため、学校長へ自由に活用できる予算を与え、権限を強化すべきと考えるが、教育長の見解を伺います。

（水野教育長答弁）

○ 府立高校がそれぞれの特色や魅力を発揮し、生徒・保護者の多様なニーズに応える学校となるよう、環境整備を進めることが重要であると認識しております。

○ 府教育庁としては、これまでから校長マネジメント経費等により、校長裁量予算を確保することで、独自のパンフレットの作成や SNS を活用した広報活動を行うなどそれぞれの学校の創意工夫により情報発信を行ってきたところです。

○ あわせて、今年度新たに校長・准校長向けに学校の魅力づくりやプロモーションに係る研修を実施し、その研修を通して、中学生やその保護者をはじめとする府民に対する情報発信力の向上を図っています。

○ 今後とも校長・准校長がリーダーシップを発揮し、特色や魅力づくりが進むよう、お示しの予算も含め、有効な手法等について、府教育庁として検討を深めてまいります。

## ②（府立高校の今後のビジョンについて2）

これまで、校長のマネジメントのもと各校で魅力づくりや発信に取り組んできたとのことですが、現状の数字を見ると、定員割れというのは深刻な事態と言わざるを得ません。

府立学校条例では「入学を志願する者の数が3年連続して定員に満たない高等学校で、その後も改善の見込みがないと認められるものは、再編整備の対象とする」としております。

中学校卒業生数が減少する中で、今後も学校の再編整備を進める必要があります。令和6年度選抜で定員割れしている70校のうち、3年以上連続して定員に満たない学校は19校になります。条例の「その後も改善の見込みがない」とは、具体的にどのような要件が満たされた時であるのかが不明瞭であり、19校のうちどの学校が再編整備になるのかの見通しがつきにくい状況です。そのため、不安を訴える声を多く聞きます。

そこで、府教育庁は、3年連続定員割れになった学校の中から、どのような考えのもとに募集停止校の検討を行っているのか、また、具体的な選定基準などを設けているのか、教育長に伺います。

（水野教育長答弁）

○ 府立高校の再編整備にあたっては、社会のニーズを踏まえた教育内容の充実と、就学機会の確保を前提とした効果的かつ効率的な学校の配置を両輪として取組みを進めています。

○ 募集停止校の決定にあたっては、大阪府立学校条例第2条第2項に規定されている「改善する見込み」について判断する必要があり、対象となる高校の志願状況の推移に加え、当該地域における中学校卒業生数の推計や、該当する個々の学校の教育課程や教育活動といった学校の特色、周辺における高校の設置状況や公共交通機関の整備状況といった地域の特性、また、近隣地域の再編整備の状況等を基準として、就学機会が失われることがないように、総合的に判断しているところです。

○ 今後も、募集停止校の決定にあたっては、対象校に通っている生徒の出身地域に在籍する中学生が、高校への就学を断念することがないように丁寧に進めてまいります。

（要望）

府立学校の学校規模については、活力ある教育活動の展開を図ることができる一定規模を確保することが望ましいとの考えのもと、6学級から8学級を適正な規模とし、再編整備の対象校の選定にあつ

ては、その下限である6学級を1つの目安として志願状況を判断していると理解しています。

一方で、再編整備を進めるにあたっては、就学機会の確保は大前提であり、誰1人高校への就学を断念することがあってはなりません。

その観点、すなわち、その地域の状況や生徒保護者の教育ニーズ等をふまえると、6学級という数字については、より柔軟に対応している面もあると思います。他の都道府県では、少ない学級数でも財政的にも十分成り立っている公立高校があると聞いています。一概に小規模校にしていけばいいというものではありませんが、地域の就学機会の確保を担う学校として、小規模化して学校を存続させる手法も研究してください。

### ③（府立高校の新たな選抜制度の導入について）

8月23日に大阪府学校教育審議会から「府立高校改革の具体的な方向性とそれを踏まえた入学選抜制度の在り方」について答申が示され、これからの選抜制度のあり方について提言が示されました。

これを受けてか、一部報道では、府立学校の定員割れ対策として、入試日程の前倒しを含めた、新たな選抜制度が早ければ令和8年度選抜からの導入と取り上げられていましたが事実でしょうか。

この新たな選抜制度はいつから導入される予定か、教育長に伺います。

（水野教育長答弁）

○ 新たな選抜制度については、市町村教育委員会や中学校等関係者の意見もお聴きしながら、具体的な制度設計を進める必要があると認識しています。

○ そのため、来年度に新たに中学生となる子どもたちが高校を受験する令和10年に実施する入試での導入を目途に検討してまいります。

## （11）府外の私立高校等に通う生徒の授業料無償化

### ①（府外の私立高校等に通う生徒の授業料無償化）

私立高校等の授業料無償化制度について、本年度より新制度が開始され、段階的に、所得制限のない授業料完全無償化が実施されています。これまで所得制限により制度の対象外となっていた保護者からは、制度拡充に対する喜びの声を聞いているほか、今春の私立高校入試では専願率が3割を超えるなど、生徒の進路選択への影響も見られます。新制度が開始し、新たな無償化の対象がどの程度拡大されたのか教育長に伺います。

新制度では、無償化の対象が近畿1府4県の私立高校等に通う生徒にも拡大されましたが、府の制度に参画する就学支援推進校に通う場合に限られています。

今年度、大阪府外の就学支援推進校は、全日制高校が13校、通信制高校が6校、専修学校・各種学校が6校です。全186校中約1割にとどまっています。さらに多くの府民が、授業料無償化の対象となるよう、1校でも多くの学校が制度に参画するよう働きかけていく必要があります。今後どのように取

り組んでいくのでしょうか。

また、近畿 1 府 4 県以外の学校については、昨年 8 月の戦略本部会議において、「近畿 1 府 4 県における新制度の適用状況を見ながら、今後の実施手法を検討する」とされているところ、近畿圏以外の学校への制度拡大について、現在の検討状況はどうなっているのでしょうか。併せて教育長に伺います。

(水野教育長答弁)

○ 新制度により、今まで所得制限により制度の対象外であった府内の私立高校等に通う生徒と、制度に参画する府外の私立高校等に通う生徒が対象に加わり、今年度の高校 3 年生約 8,500 人が新たに授業料無償化の対象となる見込みです。

○ 来年度に向けて、制度に参画されていない府外の学校に対し、今年度参画した府外の学校から聴取した制度の効果や影響なども示しながら、制度の意義やメリットを丁寧に説明して参画を働きかけてまいります。

○ 近畿府県以外の学校への制度拡大については、新制度の運用が始まり、私立高校等を監督する所轄庁や他府県の私学団体との調整、補助金が適正に交付・執行されているかの検査手法の確立などが課題として見えてきたところです。

○ これらの課題への対応を含め、引き続き近畿 1 府 4 県以外の学校への対象拡大の時期や手法について検討してまいります。

(紀田 馨 議員)

近畿以外の学校に通学できるのか、という疑問をお持ちの方もいらっしゃるかもしれませんが、通信制の学校だと授業を受けることができます。その点から、しっかりと検討をお願いします。

## ② (府外の私立高校等に通う生徒の授業料無償化)

府の制度に参画した場合、大阪府民である生徒については、補助上限額以上の授業料を学校が負担することになり、府民以外の生徒との間で不公平が生じるとの声を聞きます。府の制度を他府県へ広げるにあたって、課題があるということです。

そこで、知事が打ち出した「大阪の全ての子どもたちを対象に、授業料の完全無償化をめざす」という観点からは、国による高校授業料の無償化を求めることも重要ではないだろうか。

より多くの府民が授業料無償化の対象となるよう、知事自身が強く働きかけていくべきと考えるが、知事の考えを伺う。

(吉村知事答弁)

○ 全ての子どもたちが、家庭の環境にかかわらず、自らの可能性を追求できる社会をめざしていきたいという思いから、高校授業料の完全無償化をスタートさせた。

○ 高校には99%の子どもたちが進学するので、私としては、国全体で高校授業料を無償化すべきという思いから、この間、府の最重点要望として国に働きかけるとともに、就学支援金の所得制限の撤廃や、給付額の拡大を図るよう、先の全国知事会議において強く訴えたところ。

今後も、他府県と連携して、粘り強く国に要望していく。

### 3 成長し続けるグローバル都市・大阪

#### (1) 国際金融都市の土台づくり

国際金融都市 OSAKA 戦略では、大阪・関西万博の開催年である2025年度までを土台づくりの期間として、金融系外国企業等を30社誘致する目標等を掲げており、現時点で、大阪には15社に派出しています。

金融系外国企業等の集積は、国際金融都市の土台として不可欠な要素です。しかし、外部からの投資と大阪経済の成長との好循環を起こしていくためには、金融系外国企業が、大阪でビジネスを進めるためのパートナーを確保し、大阪・関西の企業との協業等が生まれる仕組みづくりや、国内外に向けた効果的な情報発信など、様々な要素が必要になるのではないかと思います。

今年6月、大阪は「金融・資産運用特区」に決定されるなど、投資と成長の好循環を生み出す素地はできてきました。しかし、外国企業の日本進出にあたっては、東京が選ばれるケースが多いです。大阪が進出先に選ばれるには、まだまだだと感じます。

そこで、国際金融都市の土台づくりとして、府としてこれまでどのような取組みをしてきたのでしょうか。また、2025年度末までの残り約1年半のなかで、どのように取り組んでいくのでしょうか。政策企画部長に伺います。

(川端政策企画部長答弁)

○ 国際金融都市の実現に向けては、海外等での誘致活動や国際金融ワンストップサポートセンターにおける誘致企業の伴走支援、SNSを活用した情報発信等を行ってきたところ。

○ こうした経験を踏まえ、大阪の強みであるディープテックスタートアップ等に、国内外のベンチャーキャピタルを繋げるなど、金融面から大阪の個性・特長を伸ばしていくための仕組み作りが重要だと考える。

○ このため、新たな取組として、大阪への関心を示す企業に協業先などを着実に紹介できるよう、在阪企業等とのネットワークを有する協力企業、いわゆるハブ企業を10社確保した。また、「金融・資産運用特区」において認められた行政手続きなどの英語対応などの実現に取り組んでいるところ。

○ 今後は、更なる金融系外国企業の集積に向け、大阪のビジネス魅力など、進出企業の生の声を海外に発信すると共に、金融に精通した弁護士等によるリーガル面での新たなサポート体制など、外国企業がより一層ビジネスしやすい環境を構築する。併せて、特区を活かし、グローバルスタンダードの実現に向け、金融ライセンスに係る実証実験等、大阪独自の規制緩和ができるよう国と協議を行うなど、国際金融都市の土台づくりを着実に進めていく。

(紀田 馨 議員)

我が会派では、昨年、国際金融都市を推進するプロジェクトチームを結成しました。研究、検討を重ね、提言をしていきたいと思ひます。

## (2) トッププロモーションの取組み

### ① (インドでの海外トッププロモーションについて)

山口副知事は、7月にインドを訪問されました。インドは14億人を超える世界一の人口を有し、国際通貨基金によると近い将来、GDPが世界3位となり、中国、米国に次ぐ経済規模になることが予測されています。

また国際協力銀行が、日本の製造業に対して行った海外事業展開のアンケートによると、「今後3年程度の有望な事業展開先国」において2年連続首位を維持するなど、今後、日本企業が海外でのビジネス展開を行う上でもポテンシャルの高い国です。

そこで、今回のインドにおけるトッププロモーションの成果と今後の展望について、山口副知事に伺います。

(山口副知事答弁)

○ 7月に行ったインド出張の主な目的は、3点ある。

① コロナ禍以前から交流促進の話が進められていたタミル・ナドゥ州とのMOU、覚書提携（貿易、投資、人材交流促進）、

② 来年開催される大阪・関西万博を契機としたビジネスミッション団の派遣をインド政府やタミル・ナドゥ州に要請、

③ インド人材の大阪への呼びこみに向け、インド政府や州政府に加え、府内企業や教育機関と共に大学、人材送り出し機関との意見交換や交流を実施することにあつた。

○ タミル・ナドゥ州とのMOUについては、州の首相、工業大臣と面会し無事締結。その際、工業大臣からは、MOUの具体化の一環として、同州のビジネスサポートデスクを大阪に設置することについて大きな関心を示された。

また、万博開催時のビジネスミッション団の派遣についても、同州だけでなくインド外務省および商工省の担当閣外大臣からも大変前向きな回答をいただいた。

○ インド人材の確保についても、インド政府、州政府と前向きな意見交換を行ったのはもちろんのこと、特に企業と一緒に訪れた大学、人材送り出し機関で、学生の皆さんが日本での就労をめざし、熱心に実習に取り組む姿に直接触れ、彼らのおお阪での活躍の可能性を大きく感じた。

○ 今回の出張で、インドは成熟した経済大国というより、様々な分野でまだまだ成長が続く経済大国ということを目の当たりにして、これからの大阪にとって、投資、貿易、人材交流を進めるべきとても大切なパートナーであるということを実感したところ。

○ これを機に、先ずは、人材の確保のため府内企業との人材マッチング等フォローアップを年内に行い、インドの若年層の就職難と大阪の人材不足という双方の課題解決につなげていくことで、インドと大阪との経済面の結びつきをさらに深めていけるよう取り組んでいく。

## ②（万博開催期間中のトッププロモーションについて）

今回のインド訪問で、様々な成果が得られたことと思います。こういった成果が得られたのも、まさに副知事がプロモーションを行ったからこそ、です。知事や副知事が実際に海外へ足を運んでトップセールスを行い、体感されたことを府政に反映することは大変重要です。

大阪が日本の成長をけん引する東西二極の一極として、世界に存在感を発揮する「副首都」を確立、発展させ、大阪経済のさらなる成長に遂げていくためには、府内企業のみだけでなく、海外からも企業や人材、投資を呼び込むことが必要不可欠になります。

最近の例では、府はグーグル合同会社と連携し、生成 AI を活用して、雇用促進など府内の社会課題を解決するための取組みがスタートしました。外国企業が有するノウハウを活用した、地域の活性化に繋がる動きは歓迎したい。

そうした中、来年の4月から万博が開催されます。開催期間中には世界 161 カ国地域が参加し、普段は自ら海外へ赴かないと会うことができない、経済面で影響力、発信力のある各国代表や経済界トップなどの要人が来阪するまたとない機会です。

この機会を活かし、知事・副知事自身が万博会場へ足を運び、各国の要人へ積極的に大阪のポテンシャルや魅力を PR することが非常に重要であると考えるが、知事の所見を伺います。

（吉村知事答弁）

○ 来年の万博開催期間中には、会場内で万博に参加する国・地域が主催するナショナルデーのほか、様々なイベント・式典が計画されており、その時期にあわせ海外の政府関係者やビジネスミッション団の来阪も見込まれている。

○ この機会は、万博後の大阪の成長に向けて、海外からの人材や投資の呼び込み、府内企業の海外ビジネス展開を進めるためのPRを行う絶好のチャンスである。そのためトッププロモーションとして私が、海外の政府関係者等の要人と直にお会いし、大阪のビジネス環境や強みをしっかり発信していく。これは副知事も同様である。

○ また、府が戦略的に関係構築を進める国・地域に対しては、ライフサイエンス、カーボンニュートラルやものづくり等の分野における企業とのマッチングを通じて積極的に働きかけるなど、府内企業の成長につながるよう、取り組んでいく。

### **(要望)**

万博開催期間中に、トップセールスによる各国とのつながりを得ることが、万博開催後の海外でのトッププロモーションにも繋がっていきます。

知事や副知事におかれては、トップセールスの重要性を今一度ご認識いただき、ナショナルデーなどでVIPが来阪される際は、可能な限り万博会場へ足を運んでいただくなど、重点的に海外へのPRに取り組んでいただくよう要望します。

## **(3) リニア中央新幹線、北陸新幹線の早期実現**

### **① (リニア中央新幹線、北陸新幹線の早期全線開業に向けた取組)**

東京から大阪までの人口7千万人規模の巨大な経済圏の形成に寄与するリニア中央新幹線や、首都圏、北陸圏及び関西圏をつなぎ、各圏域の交流・連携を強化する北陸新幹線は、大阪・関西のみならず、日本全体の成長・発展にとって極めて重要な高速交通インフラです。

また、両新幹線の整備促進は、東京一極集中の是正にも一定の効果があると考えます。これら両新幹線の一日も早い大阪までの全線開業に向け、大阪府としてどのような取組を行っているのか都市整備部長に伺います。

(谷口都市整備部長答弁)

○ リニア中央新幹線、北陸新幹線の一日も早い大阪までの全線開業に向けては、沿線自治体や関西経済連合会、大阪商工会議所等の地元経済界と連携し、建設促進大会や国等への要望活動を実施するとともに、北陸新幹線整備促進シンポジウムの開催や鉄道関連イベントでの広報活動等の機運醸成に取り組んでいる。

○ 北陸新幹線の早期着手に向けては、現在進められている事業推進調査において、ボーリング調査に関する沿線市との調整や、建設発生土の受入先確保に向けた情報収集などの協力を行っている。

- また、リニア中央新幹線については、JR 東海が昨年 12 月に名古屋以西の環境影響評価に着手したところであり、今後、国土交通省、JR 東海、沿線 3 府県で構成する「リニア中央新幹線三重・奈良・大阪建設促進連携会議」において、事業着手に向けた課題を共有するなど、連携して取り組んでいく。
- 引き続き、リニア中央新幹線、北陸新幹線の一日も早い全線開業の実現に向け、関係者と連携しながら取組を進めていく。

## ②（新大阪駅周辺地域のまちづくり）

続いて、新大阪駅周辺地域のまちづくりについて伺う。

8 月 28 日には、国、大阪府、大阪市、民間事業者等で構成する「新大阪駅周辺地域まちづくり検討部会」が開催され、民間都市開発の機運醸成に向け、「新大阪駅エリアまちづくりのキャッチフレーズ」募集などのプロモーションに取り組むことが確認された。

また、8 月 29 日には、「北陸新幹線事業推進調査に関する連絡会議」が開催され、国土交通省と鉄道・運輸機構から沿線の府県に対し、敦賀・新大阪間の駅位置の案などが示され、新大阪駅については現在の新大阪駅の南側の地下に設ける案が示された。これにより、まちづくりに向けた期待が一層高まるものと思います。

新幹線新駅の位置の案が示されたことを受け、新大阪駅エリアのまちづくりについて、今後どのように取り組むのか、大阪都市計画局長に伺う。

（尾花大阪都市計画長答弁）

- 新大阪駅エリアのまちづくりについては、駅とまちが一体となったまちづくりをめざすこととしており、今般、北陸新幹線の駅を駅南側に設ける案が示されたことを受け、駅南側にある現在の広場を再編し、鉄道・バス・タクシー等の乗換利便性の向上や、人中心の空間形成など、交通結節機能の強化に向けた検討を進めていく必要があると認識。
- このため、想定される人や車の流動等を踏まえ、バスやタクシー等の乗降場に加え、人が集まるオープンスペース等の広場機能の空間構成や、駅とまちをつなぐ歩行者動線などについて具体的な検討を進めていく。
- 今後、関係機関との連携のもと、民間都市開発を呼び込むプロモーションと合わせ、これらの空間構成にかかる検討を進め、世界有数の広域交通ターミナルのまちづくりの実現に向けて、着実に取り組んでまいる。

### ③（北陸新幹線のルート、事業費、工期の内容）

ただいまの答弁を踏まえると、新大阪駅周辺地域のまちづくりの実現に向けては、リニア中央新幹線や北陸新幹線について、早期に整備を進める必要があると考える。

特に、北陸新幹線については、国から小浜・京都ルートの概略が示されており、先般、「北陸新幹線事業推進調査に関する連絡会議」において、詳細ルートとして、3つの案が示されたところ。そこで、北陸新幹線のルート案の概要について、都市整備部長に伺う。

（谷口都市整備部長答弁）

○ 国からは、京都駅の南側に駅を設置し東西方向に通る案と、京都駅の西側に駅を設置し南北方向に通る案、そして、JR 桂川駅の西側に駅を設置し南北方向に通る案の3つが示された。

○ この3案の概算事業費は、概ね 3.4 兆円から 3.9 兆円程度、また、全線開業までの工期は、概ね 25 年から 28 年程度になることが示されている。

### ④（北陸新幹線のルート、事業費、工期に対する知事の所見）

この事業費は、平成 29 年 3 月に示されたものと相当乖離しており、今後事業を進めていくうえでの前提条件が大きく変化している。このことを踏まえて、今後、北陸新幹線の早期着工に向けて、どのように取り組んでいくか知事の所見を伺う。

（吉村知事答弁）

○ 北陸新幹線は、大阪・関西の成長・発展を支えるとともに、大規模災害への備えとして、東西二極のリダンダンシー確保の観点から極めて重要な交通インフラである。

○ 先般、敦賀・新大阪間のルート案が示されたことを踏まえ、まずは、国においてルートを確定し、費用対効果についても速やかに示したうえで、早期着工に向けて、沿線府県や事業者等の関係者間で協議を行う必要があると考えている。

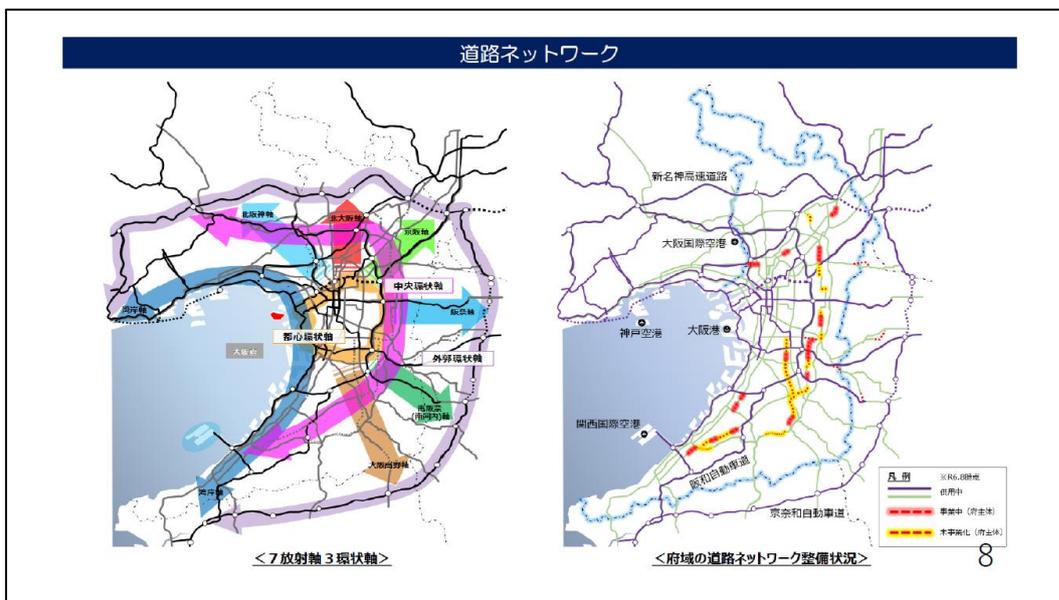
○ 引き続き、国の動向を注視するとともに、工期短縮やコスト縮減、地方負担の軽減を求めていくなど、一日も早い全線開業に向け、取り組んでいく。

## （４）大阪・関西の成長に必要な道路ネットワークの機能強化

### ①（大阪・関西の成長に必要な道路ネットワークの機能強化 1）

人・モノ・サービスが自由に行きかうことで、活力を生み出す大阪を実現するためには、都市基盤である道路整備をしっかりと進めることが重要です。

大阪のまちづくりランドデザインにおいても、都心部やベイエリアにおける国際競争力を備えたエリア形成とともに、放射・環状の交通ネットワークを中心として、多様な都市機能を備えた特色ある拠点エリアや魅力ある生活圏を形成し、相互に連携する都市構造をめざすとされています。



大阪府では、当面十年間の道路整備事業実施の考え方を定めた「大阪府都市整備中期計画」に基づき、都市の骨格となる道路ネットワークの機能強化に取り組んでいます。

そこで、大阪府の道路ネットワーク整備の考え方と現在の整備状況について、都市整備部長に伺います。

(谷口都市整備部長答弁)

○ 大阪府では、大阪・関西の成長に向け、国土軸や空港等へのアクセス道路、府県間道路など都市の骨格となる7つの放射軸と3つの環状軸の形成をめざし、道路ネットワークの充実・強化を図ることとしている。

○ 府が事業主体となる路線は、全体で約400kmあり、議員お示しの大阪府都市整備中期計画において、令和12年度までに25km、全体で約350kmの整備完了を目標に進めている。

○ 今年度には、国道371号を供用するなど、現在、約82%、330kmの整備が完了しており、引き続き、道路ネットワーク形成に向けて取り組んでいく。

## ②（大阪・関西の成長に必要な道路ネットワークの機能強化 2）

引き続き、現在計画されている道路ネットワークの整備は着実に進めてください。

一方で、リニア中央新幹線・北陸新幹線開通を見据えた新大阪駅周辺の拠点開発や世界最高水準の成長型 IR の実現、またインバウンドがすでにコロナ前の水準に達しており、万博開催により更なる増加が見込まれています。

自動運転技術の実用化といった新技術に適した道路という観点もあります。

そこで、既に 80%以上が完成している道路ネットワークに加えて、将来を見据えた新たな道路計画を検討するといった、大阪の道路のさらなる機能強化に取り組む必要があると考えるが、都市整備部長の所見を伺います。

（谷口都市整備部長答弁）

○ 大阪の道路ネットワークについては、まずは、既存計画の早期完成をめざし、事業中路線の着実な推進と残る未着手区間の事業化に向けた取組を進めるとともに、さらなるネットワーク機能強化の検討が必要であると認識している。

○ 検討にあたっては、万博のインパクトを最大限取り込みつつ、持続的な成長・発展を成し遂げるため、大阪の経済活動を支える人やモノの流れの円滑化、また、新たな産業集積の創出などの観点が重要と考えている。

○ 引き続き、今後の社会情勢の変化や自動運転といった技術革新の動向も見据えつつ、大阪・関西の成長に向け、道路ネットワークの機能強化について検討していく。

## （5）新モビリティの推進

新モビリティの導入をめざし、大阪・関西万博で運行される自動運転バスを活用して、交通課題を抱える南河内地域において、令和 8 年度春から一般利用者に乗せた自動運転バスの実証実験に向けた検討が進められています。

本議会においては、新モビリティ推進に係る補正予算（案）がでており、道路環境整備等を行う予定とのことですが、現在までの検討状況と今回の整備等の必要性について都市整備部長に伺います。

（谷口都市整備部長答弁）

○ 南河内地域における自動運転バスの実証実験に向けては、万博で自動運転バスの運行を行う Osaka Metro との間で、昨年 12 月に「新モビリティ導入検討協議会」を設置し検討を開始した。

○ これまで、道路構造等の調査や、交通需要調査などを実施するとともに、自動運転に対する理解を深めるための機運醸成イベントを開催し、今月 9 日には、第 3 回協議会において実証実験のための運行ルートを決定したところ。

○ 令和8年度春から一般利用者に乗せた実証実験を確実にスタートさせるには、運行ルート上の課題を早期に検出し、対策等につなげていく必要がある。

○ 一方で、令和7年度前半は、実証実験を行う自動運転バスが万博来場者輸送に使用されていることから、今年度内に自動運転による走行試験を実施したいと考えている。その実施にあたっては、走行に必要な高精度3次元地図データの作製と車両調律、加えて摩耗している道路区画線の整備にかかる所要額について、補正予算を提出したところ。

引き続き、地元市町村や関係機関とも連携し、スピード感をもって取り組んでまいります。



(紀田 馨 議員)

2014年の事だったと思います。我が会派の大橋議員と一緒に、万博やIRを実現し、国際観光都市をめざすという公約の記者会見を行いました。その場で記者の方から、できるわけがないという厳しい声もありました。

来年、いよいよ万博が実現します。万博を通じて、全世界が現在の大阪を知る年になります。多くの関係者のこれまでの努力が結実する、歴史に残る年になると期待していますし、全力を尽くして取り組みたいと思います。

来阪外国人旅行者数は、私が初当選した2011年の約158万から約1400万人を見込めるところまで、成長しています。大阪に、観光業という大きな成長の柱を確立できたといっているのではないのでしょうか。

ライフサイエンス、バッテリー産業といったシーズも将来に向け期待がもてる状況です。今後も、りんごのなる木を耕しなおすことをお約束したいと思います。

ところで、この質問を通じて、大阪府・大阪市が一体となって意思決定し、取組を進めなければいけないことがたくさん登場してきたと思います。現在の府市一体のあり方は非常に脆いものだと思います。知事・市長・議会が同じ方向を向いていないと、一瞬で崩れてしまうものだと思います。その観点から、大阪都構想は、私としてはやはり進めるべきであるということを申し述べまして、前半を終わります。

## 令和6年9月定例会 代表質問（概要）

令和6年9月25日

中川 誠太 議員

大阪維新の会、大阪府議会議員団の中川 誠太です。  
紀田議員に引き続き、私から、会派を代表して質問を致します。



### 4 誰もが健やかに暮らせるサステナブル都市・大阪

#### （1）エディオンアリーナ大阪のトイレ洋式化

令和6年6月定例会の一般質問で、エディオンアリーナ大阪のトイレの洋式化について質問し、教育長は「令和13年度を目途に完了するよう計画的に進める。」という答弁をされました。

これに対して、私からは「エディオンアリーナ大阪は、非常に多くの方が利用する施設で、帰宅困難者の受入れ施設としての役割があることから、早期のトイレの完全洋式化を切望するものであり、7年後と言わず、前倒して完了させていただきたい。」と強く要望しました。

その後、教育庁の施設所管課に状況を確認したところ、洋式化のみならず美装化も含め、早期に完了するために、改修工事の内容等についても検討を進め、庁内関係部局との調整を進めているとのことです。

エディオンアリーナ大阪を利用する方々のトイレ環境の改善のため、トイレの早期完全洋式化は喫緊の課題であると認識しており、前向きに検討いただいていることは分かりましたが、私は、エディオンアリーナ大阪のトイレの洋式化を進めるにあたり、具体的にいつまでという目標年次を明確に定めて進めていくべきと考えます。知事の所見を伺います。

(吉村知事答弁)

○ エディオンアリーナ大阪は、大相撲の興行など毎年大きな催しが開催される大阪を代表するスポーツ施設であるとともに、近年は他府県や海外からの観光客も多く訪れる場所となっている。

このため、私としても、トイレについては速やかに洋式化すべきであると考え、所管部局に指示したところ。

○ 当該施設では、令和8年度に、全館閉館して大規模な改修工事を予定している。

この期間を活用し、トイレの工事を進めることで、令和8年度中に洋式化を図っていく。

(要望)

前倒し、ありがとうございます。当初の予定は令和13年度でありました。強く要望いたしまして、令和8年度に工事を行っていただき、令和8年度中に洋式化を図っていただくこととなります。高校のトイレの洋式化につきましても、知事からは、令和8年度中に洋式化を目指すご答弁いただいたことも記憶しております。トイレの洋式化は喫緊の課題ですので、前に進めていただくために、ご尽力いただきますようお願いいたします。

## (2) 不登校支援の今後の方向性

教育庁は、令和5年12月に「大阪府不登校支援パッケージ」をとりまとめました。先の2月定例会で我が会派から本パッケージにおける取組みについて質問したところ、小中学校においては、不登校の未然防止の観点で、専門家との「チーム学校」での早期対応や、安心して学べる学校づくりを進めること、また、すべての子どもが学びにアクセスするという観点で、「校内教育支援ルーム」の活用等について、教育長から回答がありました。

「校内教育支援ルーム」については、不登校やそのきざしのある子どもたちにとって、校内の居場所ができることによる効果が高いという市町村の声を聞いています。不登校の子ども数が増加している中、さらなる取組みの充実が必要です。

そこで、「校内教育支援ルーム」を含めた不登校支援パッケージについて、今後、どのように進めていかれるのか、教育長の考えを伺います。

(水野教育長答弁)

○ 「大阪府不登校支援パッケージ」に基づく取組みを進めるにあたり、不登校の出現状況を分析したところ、これまでのように小学校高学年から中学 1 年で不登校が増加するだけでなく、小学 1 年から不登校となる子どもが増加する傾向があることが分かりました。低学年から学校に行きにくい状況が継続すると、今後の学びへのアクセスがより困難になることから、この課題への対応が必要と考えています。

○ そこで、今後の不登校支援については、引き続き「校内教育支援ルーム」での支援を市町村と協力して進めることに加え、保育園や幼稚園等も含めた校種間の連携による切れ目のない支援や家庭等との協力をより進めることが必要です。今後、小学 1 年から不登校となる要因をさらに分析して、具体的な取組みの検討を進めてまいります。

### (3) 学びの多様化学校の設置

昨年12月の総合教育会議において、知事から「学びの多様化学校」の設置に向けた検討が必要ではないかとの指摘がありました。6月定例会では、我が会派の、くすのき議員の一般質問に対して、「学びの多様化学校」の設置に向けた検討を進めているとの答弁があったところです。

現在、多くの不登校を経験した生徒の多くは、集団での学びに対しての不安や自分のペースで学習ができるという理由で、通信制高校へ進学していると聞いている。

しかし、通信制高校は自学自習のもと、レポートやスクーリング、試験等によって単位を修得していく必要があり、それを難しいと感じている生徒もいるそうです。

不登校対策は、喫緊の課題です。不登校支援に深く携わられてこられた、教育長に伺います。不登校対策全体の中で、現在検討中の「学びの多様化学校」はどのような役割を担う必要があると考えているのでしょうか。

(水野教育長答弁)

○ 不登校の原因や状況は多様であるため、「学びの多様化学校」については、文部科学省との協議を経ることにより、学習指導要領等の規定を柔軟化した、個々の生徒の実態に配慮した特別な教育課程を設け、履修しやすい環境を創出するとともに、不登校支援のノウハウを他の府立高校へ共有するなど、センター的な役割を担う学校であることが望ましいと考えている。

○ 一方で、公立高校における「学びの多様化学校」は全国的にもほとんど例がないため、十分な検討が必要である。このため、現在、保護者・生徒へのアンケート調査や専門家などへの聞き取りを行っているところ。

これらの他事例等を参考にしつつ、引き続き、しっかりと検討してまいります。

## (要望)

学びの多様化学校の学びの内容や、受け入れの方法などは、不登校を経験した生徒への強いメッセージとなるでしょう。いわゆる「スクールミッション」の検討もなされると思いますが、学びたい気持ちがある中で、学びにつながる事が難しい生徒にとって、「成長したいと思える」、「頑張ろうと思える」メッセージを持たせてほしいです。

大阪の教育は、高校無償化をはじめ全国にリードするものを打ち出してきている。水野教育長には、前例にとらわれず、結果をだせるものとなるよう、学びの多様化学校の検討を進めてください。

## (4) 府立学校における働き方改革

府立学校の働き方改革については、客観的なデータに基づいて教員の長時間勤務の要因を分析するとともに、課題解決に向けて具体的な取組を進めていると聞いています。

しかし、いまだ長時間勤務となっている教員が多数おり、中には、仕事にやりがいを感じ、子どもたちのために、昼夜、平日・休日を問わず、部活動をはじめ、熱心に仕事に取り組んでおられる方も多いと聞いています。

教員は、専門的な知識や技能が求められる高度専門職であり、どこまでが業務でどこからが業務でないかは、個々の教員の裁量、判断の余地が大きいと言われています。

だからこそ、教育庁、学校、教員が、働き方改革の推進に向けた意識を共有し、長時間勤務となっている教員自身が、自らの働き方を見直していく必要があるのではないのでしょうか。

府教育委員会の規則では、年間の時間外勤務の上限時間を原則 360 時間、突発的な業務が発生した場合でも 720 時間までと定められています。少なくともこれを超えるような長時間勤務については速やかに改善する必要があると考えますが、教育長の見解を伺います。

(水野教育長答弁)

○ 府立学校における働き方改革については、これまで、校務運営の効率化などの取組により、教員の心身の健康の保持増進を図り、教育の質の維持向上に努めてまいりました。

○ また、さらに効果的に働き方改革を進めるため、今年度新たに部活動の活動時間の上限遵守を徹底するよう指示するとともに、長時間勤務が常態化している教員が在籍する学校長を対象に、教員の働き方や部活動の状況などを把握するためのヒアリングを実施したところです。

○ 教育庁といたしましては、ヒアリングを通じて把握した各校の実情を踏まえ、校長がリーダーシップを発揮して教員の勤務状況を速やかに改善できるようにフォローアップを行うなど、学校と一体となって取組を進めてまいります。

## (5) 公立大学法人大阪の第2期中期目標

次に、今議会に議案が提出されている、公立大学法人大阪の第2期中期目標案についてです。第2期中期目標は、設立団体である府市が策定する令和7年度から6年間にわたる法人の業務運営に関する目標です。今後、法人は、この中期目標を達成するための、中期計画を策定することになります。

第2期中期目標案では、重点方針として、総合知と共創により大阪の成長・発展に貢献、世界水準の大学に向け国内外の研究者・学生から選ばれる大学を実現、さらには、両大学の統合効果を最大限に発揮し新たなステージへ、という3つの項目が掲げられています。

これら3つの方針を重点方針として掲げた考え方について、副首都推進局長に伺います。

(西島副首都推進局長答弁)

○ 大阪公立大学は、開学3年目を迎え、統合効果を最大限発揮し、新たなステージに踏み出すことが重要と認識。このため、来年度から始まる公立大学法人大阪の第2期中期目標において、研究と教育の両輪で、世界水準の大学をめざす必要があると考え、重点方針を掲げた。

○ 重点方針では、まずは府市が設立した公立大学として、大阪の成長・発展に貢献することが重要であり、大阪・関西万博の「未来社会の実験場」というコンセプトを引き継ぎ、総合知と産学官民の共創により、次世代技術の実用化やスタートアップの創出などを進めていく。

○ また、世界規模で激化する大学間競争に勝ち抜くためには、秋入学の学士課程への導入や大学院の全研究科への拡充、海外大学等との国際ネットワーク強化、将来の英語公用語化も視野に入れた取組など、国際力を強化していく。

○ さらに、このような取組を実現するためには、両大学の統合効果を最大限に発揮するための大学改革が必要であり、社会・時代のニーズに応じた教育研究組織の改編整備や、戦略的な取組を推進し教育研究を支える事務組織の整備を、スピード感を持って進めていくとしたところ。

○ 府市としても、法人と緊密に連携を図りながら、大阪の成長に貢献し、グローバルに発展する「知の拠点」の実現をめざしていく。

## (要望)

第二期の中期目標では、ぜひとも、大阪の成長に貢献する「知の拠点」を目指して、大学の統合効果を最大限発揮できるように取り組んでいただきたいと思います。

大学には、次世代電池として期待される全固体電池やドイツ人工知能研究センターと連携した人工知能研究をはじめ、優れた研究シーズがあります。創薬科学研究科の新設も検討されていると聞いています。これらの分野で、府の関係部局やスタートアップ支援機関と連携することで、スタートアップを創出し、大阪の雇用創出や産業競争力強化へ貢献されることを期待します。

## (6) 市町村子ども家庭センターの設置促進

今年4月施行の改正児童福祉法では、市町村は、母子保健と児童福祉の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、切れ目なく、漏れなく対応することを目的とし、市町村「こども家庭センター」の設置に努めることとされています。

「こども家庭センター」においては、母子保健・児童福祉を担当する職員が、それぞれの専門性を発揮しながら、妊産婦や子ども、子育て家庭に対し、協働して支援を行います。そのため、双方の業務について十分な知識を有し、俯瞰して判断する統括支援員の役割はとくに重要になります。

府内市町村において、「こども家庭センター」を設置しているのは6割ほどですが、今後、府は、「こども家庭センター」の設置をどのように促進していくのか、福祉部長に伺います。

(吉田福祉部長答弁)

○ 市町村において、妊産婦・子どもと子育て家庭が、切れ目なく、包括的な支援を受けることができる体制を整備するため、こども家庭センターの設置は重要と認識。

○ 現在府内で市町村こども家庭センターは27市町村が設置済みであり、今後、7市町が設置を予定している。

○ 府としては、早期に全市町村で設置できるよう、設置済み市町村の具体的運用の好事例について、未設置市町村に共有を図るとともに、今年度から新たに実施する統括支援員実務研修を、未設置市町村の職員も受講対象とし、人材育成を進めることで設置促進を図っていく。

## (7) 一時保護施設設備運営基準への対応

子どもの一時保護施設については、令和4年の改正児童福祉法により、独自の設備・運営基準が策定されることになりました。本年3月には、子ども家庭庁より一時保護施設の設備及び運営に関する基準が示され、4月には基準を踏まえて改訂された「一時保護ガイドライン」が示されており、これらにそった対応が求められています。

一時保護は、子どもの最善の利益を守るため、子どもを一時的にその養育環境から離すものです。子どもの権利擁護を図り、安全・安心な環境で適切なケアを提供しながら、緊急保護とアセスメントの機能をしっかりと果たさなくてはなりません。

そこで、国から示された基準やガイドラインについて、府は、どのように対応していくのか、福祉部長に伺います。

(吉田福祉部長答弁)

- 子どもの安全確保やアセスメントが必要な場合に行う一時保護に際しては、対象となる子どもの年齢も、一時保護を要する背景も様々であるため、安心感をもたらす、個別化された丁寧なケアが重要であると認識。
  
- 国の基準やガイドラインでは、子どもの意向を尊重した支援の実施や職員の研修機会の確保、個別的なケアを推進するための職員配置基準などが示されており、国基準を踏まえた令和6年度中の条例制定が求められているところ。
  
- 府においても、新たな基準に適合した一時保護施設の運用や体制整備について検討をすすめている。

#### (8) 大阪府受動喫煙防止条例への周知

健康で快適な生活の実現、及び、国際都市大阪の発展を目指し制定された「大阪府受動喫煙防止条例」がいよいよ来年4月に全面施行となります。

また、「大阪市路上喫煙の防止に関する条例」が来年1月に施行され、大阪市内全域において路上での喫煙が禁止されます。

そこで、これまでどのような周知啓発を実施してきたのか、また、大阪のたばこのルールが大きく変わるこのタイミングで、大阪市と連携してさらなる周知啓発を行うべきと考えますが、健康医療部長の考えを伺います。

(西野健康医療部長答弁)

- 本府では、万博開催の2025年を見据え、国際都市として全国に先駆けた受動喫煙防止対策を進めるため、平成31年に「大阪府受動喫煙防止条例」を制定し、来年4月に全面施行となる。
  
- 今年度は5月、6月を啓発の集中取組期間と位置づけ、多くの人が行き交う梅田駅等でデジタルサイネージでの放映やSNSを活用した情報発信、大阪シティバスのラッピング広告など、多様な媒体によるPRを実施。
  
- さらに、府内全域に広く啓発するため、11月、12月も第2弾の集中取組期間とし、府内市町村と連携して、広報誌やSNS、庁舎内のサイネージ等を活用した共同広報を実施する予定。加えて、民間企業等の234団体が参画する「健活おおさか推進府民会議」の会員に対して周知啓発を実施するなど、府内全域で受動喫煙防止の機運を盛り上げていきたい。

○ 来年 1 月には「大阪市路上喫煙の防止に関する条例」も施行され、大阪のたばこのルールが大きく変わることから、府市による効果的な啓発についても、大阪市と早急に調整を進めてまいる。

### (要望)

しっかりと行っていただくようよろしくお願いいたします。条例に関する広報と同時に、意義も周知啓発を含めて、しっかりと伝えていただきますようお願いいたします。

### (9) 介護保険制度におけるインセンティブ

府内の自治体は全国で見ても、要介護認定率や高齢者 1 人当たりの給付費が高いことから、介護保険料が高く、公費負担も年々増加している状況であり、介護保険制度の持続可能性の確保が課題となっています。

他県の自治体では、川崎市や福岡市など、介護サービス利用者の要介護度を改善した事業者に対して、報奨金の支給、事業者の認証や、利用者の表彰などを行う独自のインセンティブ制度を導入している例があります。

このような取組は、自立支援型の介護に取り組む事業者やリハビリに参加する本人の意欲を高めるものであり、高齢者ができる限り元気に生活し続けられるとともに、保険料や公費負担の軽減にもつながる大変有効な取組だと思います。

府内の市町村においても、このような事業者と連携した効果的な取組が進むよう、大阪府が支援していくべきと考えますが、福祉部長の見解を伺います。

### (吉田福祉部長答弁)

○ 高齢化の進展に伴い、今後も介護サービスの需要の増加が見込まれる中、高齢者がその心身の状況に応じて可能な限り自立した生活を送ることが、高齢者自身の Q O L の向上、ひいては保険料負担の軽減等にも繋がるものであり、行政、高齢者及び事業者が共通認識をもって取り組むことが重要と認識。

○ 保険者である市町村においては、現在、様々な自立支援・重度化防止の取組が進められているが、他県の政令市等で行われている要介護度の改善に係る報奨金制度等のインセンティブについても、事業者や本人の意欲向上に向けた取組の 1 つになるものとする。

○ 府としても、市町村において、事業者に対するインセンティブの導入を含め、地域の実情に応じた効果的な施策が展開されるよう、様々な取組事例を共有するなど、市町村を支援していく。

## (10) 有害図書類の表記について

東京都では、条例に基づき、過激な性描写等がある図書について、「不健全図書」に指定し、青少年への販売や閲覧を禁止しています。「不健全」という名称が不当なイメージを与え、書店や通販サイトによる販売の自主規制につながり、何ら制限がないはずの成人向けにも販売が制限されるなどとして、「日本漫画家協会」の有志らが名称変更を求めているとの報道がありました。

先日、東京都は、条例の改正は行わないが、対外的な広報物では「不健全図書類」という表記をやめて、「東京都青少年の健全な育成に関する条例第8条の規定による図書類」、いわゆる「8条指定図書類」に変更しました。条例の趣旨を誤解なく、より明確に伝えるため、名称変更を行ったものと思われれます。

府においても、大阪府青少年健全育成条例に基づき、青少年の健全な成長を阻害するものとして、有害図書の指定を行っており、同じ課題をかかえています。東京都と同様に広報物の表記を変更すべきではないでしょうか。知事の見解を伺います。

(吉村知事答弁)

○ 府の青少年健全育成条例における「有害図書」は、あくまで青少年の健全な成長を阻害するものとして基準を設け指定を行っているものであり、この趣旨を誤解のないように府民に伝えることが重要。

○ そのため、担当部局に、条例の趣旨がより明確に伝わるよう、対外的な広報にあたっての表記の変更を指示した。

○ 実施にあたっては、青少年にとって有害な図書の指定を審議する大阪府青少年健全育成審議会の意見も伺いながら、速やかに対応していきたい。

## (11) バリアフリー観光先進都市の推進

本年5月の大阪観光局の発表では、2024年に大阪を訪れる外国人客数が過去最高の1,400万人になる見通しとのこと。来年の大阪・関西万博、そしてI R開業は、さらに多くの方、そして多様な方が来阪される大観光都市を実現することでしょう。そこで重要になるのが、大阪全体のバリアフリー化です。

まちのバリアフリー化が進むことは、来阪者にとってだけでなく、障がい者・高齢者・子育て世帯など、多くの府民にとっても、暮らしやすさの向上に直結します。

府では、鉄道駅のバリアフリールート複数化の促進、ホテル客室のバリアフリー整備などを規定した「福祉のまちづくり条例」の改正、バリアフリートレマップなど利用者のための情報発信といった取組を進めています。さらなる改善や水準の向上に向け、不断の取組を継続していくべきです。今後の取組について、都市整備部長に伺います。

(谷口都市整備部長答弁)

○ バリアフリー化の推進については、本府では、平成5年に全国に先駆けて「大阪府福祉のまちづくり条例」を施行し、道路や公園等の公共施設や民間建築物のバリアフリー化を進めてきた。

とりわけ、多くの方が利用する駅周辺を中心としたエリアでは、市町村が策定する基本構想に基づき、府道や鉄道駅などのバリアフリー化を一体的に進めてきた。

○ 現在、建築物のさらなるバリアフリー化を図るため、「大阪府福祉のまちづくり審議会」において、小規模店舗や劇場等についての条例基準の見直しに関する議論を進めているところ。

○ 引き続き、誰もが安全かつ快適に過ごせる大阪の実現に向け、府道や府営公園などの公共施設のバリアフリー化を着実に進めるとともに、民間建築物における水準の底上げなど、まち全体でのバリアフリー化をさらに進めていく。

## (12) UDタクシーの普及促進

府では、大阪関西万博の開催までに、府内タクシー総車両数の約25%をユニバーサルデザインタクシー、いわゆるUDタクシーとする目標の達成に向け、令和4年度から事業者に対する補助を実施しています。令和6年度からは、大阪市や吹田市において補助制度が拡充・新設され、国や府の補助と併用することにより、一台あたり最大120万円の補助が受けられるようになっています。

国においても、本年4月にUDタクシーの認定要領を改正し、対象車種を追加することで、UDタクシーの普及を図っています。

そこで、UDタクシーの現在の普及状況と今後の見通し、さらには目標達成に向けた取組について、都市整備部長に伺います。

(谷口都市整備部長答弁)

○ ユニバーサルデザインタクシー、いわゆるUDタクシーの普及状況については、国や府、大阪市の補助制度の活用などにより、令和5年度末時点で、総導入台数は約2,200台、導入率は約13%となっている。

○ さらなる普及促進に向け、本年4月から、お示しの令和6年度に拡充・新設された補助制度を積極的に活用するよう事業者へ周知するとともに、国に対して予算措置を働きかけてきた。

○ この結果、事業者から国に対し、昨年度の約1.5倍となる約1,300台の補助要望が行われ、6月、国において、要望のあった全台数に対する予算措置が行われたところ。

○ なお、これらの事業者から要望のあった全台数が導入された場合、府域におけるU Dタクシーの総導入台数は約 3,500 台、導入率は約 21%となる見込み。

○ 今後は、目標の達成に向け、事業者から要望のあった 1,300 台全ての導入を働きかけるとともに、府や大阪市の補助制度を活用した新たにU Dタクシーとして認定された車種の導入や、他地域から府内への車両の移転を、事業者に対し働きかけるなど、関係者一丸となって取り組む。

### **(要望)**

東京都内では、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機にU Dタクシーの普及が進み、最新の導入率はすでに 40%を超えていると聞いております。

大阪府においても、万博開催を契機に訪日外国人数の増加が予想され、国も 2030 年の目標として訪日外国人旅行者数 6,000 万人を掲げており、今後ますます需要が高まり続けるであろうU Dタクシーを十分に普及させることは、世界有数の国際都市を目指す大阪の成長に必要不可欠であります。

万博までの残り半年間で 25%の目標が達成できるよう、引き続きしっかりと取り組んでもらいたいですが、万が一、達成が困難となった場合でも、万博開催期間中に少しでも多くのU Dタクシーが導入されるよう、さらには、今後増加するインバウンド等来訪者に対する利便性・快適性を確保するためにも、令和 7 年度も府の補助制度を継続し、関係者とも連携しながら、普及促進に取り組むよう要望いたします。

## **5 府民を守りきる安全安心都市・大阪**

### **(1) 大阪府の危機管理体制の充実強化**

本年 1 月 1 日に発生した能登半島地震から約 9 か月が経過しました。大阪府は、発災直後から被災地への支援を実施しています。これまでに府・市町村の職員等延べ 2 万人以上を派遣し、現在も復旧復興に向けた中長期派遣として、技術専門職員等を中心に支援を継続しています。

しかし、今なお、被災地では多くの方が不便な生活を強いられています。先日には、大雨の被害もあり、大阪府には、今後も継続した支援を行っていただきたく思います。

地震は、ひとつの話ではありません。阪神大震災は今なお記憶に新しいですし、南海トラフ地震臨時情報が初めて発表されるなど、地震への備えの大切さを改めて実感しています。

直近の大地震である、今回の能登半島地震の被災地支援の経験や知見は、大阪を襲うであろう大地震への対応をより高度なものとする重要な情報になりえます。これらを、地震防災アクションプラン等に反映するなど、危機管理体制を充実・強化させることは重要だと思います。危機管理監の所見を伺います。

(松井危機管理監答弁)

- 府では、市町村や関係団体と共に、オール大阪で人的・物的支援など多方面から被災地支援を行ってきており、これらの経験を府の災害対応力強化につなげるため、現在、能登半島地震の振り返りを実施しているところ。
- 今回の地震で課題となったトイレ環境については、既にトイレカーの配備等の取組を先行的に進めているが、振り返りでは、市町村の危機管理部局や派遣職員等へのアンケート調査、庁内各部局へのヒアリングを実施するとともに、国等の検証結果を踏まえ6つの視点で網羅的に課題を整理している。
- 具体的には、「応援・受援体制」、「避難所運営」、「健康・医療・福祉」、「物資調達・輸送・管理」、「生活再建・インフラ復旧」に加えて、課題を横断的に解決する手段として「防災DX・新技術の検討」の6点を掲げたところ。
- 今後、今回整理した課題に対し、対策強化に向けた検討を行い、今年度、速やかに府地域防災計画や地震防災アクションプランへ反映し対策を進めることで、府の危機管理体制の充実強化を図っていく。

## (2) 女性が防災に参画できる取組みの強化について

今回の能登半島地震では、多くの避難所において、女性などの声が運営面に十分に反映されていないとの報道がありました。

災害時の避難所運営等の支援において、男性と女性にはニーズの違いがあります。多様なニーズにきめ細かく対応するためには、地域で活躍する女性の防災リーダーの育成が重要と考えます。

府は自主防災リーダー育成研修や女性の視点に立った防災セミナーなどに取り組んでいますが、これらの研修やセミナーの受講された方を、防災リーダー育成に取り組む市町村や地域につないでいく仕組みづくりが重要ではないでしょうか。

府は、女性の防災への参画のために、今後、どのような取組を進めていくのか、危機管理監に伺います。

(松井危機管理監答弁)

- 国においても、能登半島地震を検証する中で、防災・復興施策における男女共同参画の視点の重要性が改めて指摘されており、災害時の多様なニーズに対応するためには、女性の防災リーダーの育成や、地域で活躍いただく環境整備が重要と認識。
- 大阪府では、現在、ご指摘の研修やセミナーに加えて、女性や若者の防災活動への参画を促進するため、大阪公立大学、和歌山大学と連携した防災士養成講座を実施しているところ。講座修了後、資格取得者が地域で活躍していただけるよう市町村防災部局との橋渡しを行っている。

○ 今回の能登半島地震の被災地支援においても、避難所運営などにおける女性の視点の重要性を改めて実感したことから、市町村への人材の紹介や先行事例の情報提供など、より効果的な手法を検討し、女性の防災活動への参画がより一層進むよう、引き続き取り組んでまいります。

### （3）大阪府安全なまちづくり条例

#### ①（「大阪府安全なまちづくり条例」の改正検討（ATM操作時の通話禁止））

令和5年の府内における特殊詐欺被害は、認知件数が2,656件で過去最多、被害額は約36億6千万円となり、前年から4億円以上増加しており、危機的な状況です。

急増する特殊詐欺被害から府民を守るため、取組をさらに強化する必要があることから、特殊詐欺対策を規定した「大阪府安全なまちづくり条例」の改正に向け、「大阪府特殊詐欺対策審議会」において、有効な対策や条例改正の検討が行われています。

特殊詐欺については、被害者の約85%が高齢者となっていることや、携帯電話で指示し、ATMを操作させて振り込ませる手口が多いという特徴があります。そこで、水際となる金融機関等での対策強化として、「高齢者が、ATMを操作する際の携帯電話の通話禁止」を義務化できないか、検討を進めているとのこと。

一方で、無人ATMが増加する中、このような通話禁止を金融機関等に義務付けることになれば、警備員の配置やAIカメラによる警告等には、多大なコストがかかります。そもそも高齢者かどうかを外見だけで判断するのは、人間にとっても困難であります。実効性を確保するには大きなハードルがあります。

まだ検討中の話ではありますが、金融機関等に対する「高齢者のATM操作時における通話禁止」について、どのようにして実効性を確保するのか、危機管理監に伺います。

（松井危機管理監答弁）

○ 特殊詐欺については、高齢者が携帯電話で指示を受けながらATMを操作し、被害に遭う事案が多発していることから、現在「大阪府特殊詐欺対策審議会」において、金融機関等によるATM操作時の通話禁止を義務化できないか、検討を行っているところ。

○ 検討の方向性としては、金融機関等がATM操作時の通話禁止をルール化し、そのルールを周知することにより、ATM利用者が自ら、通話禁止を遵守していただくことを考えている。

○ なお、本年6月に国がまとめた「国民を詐欺から守るための総合対策」では、携帯電話の利用者に訴求力の高い注意喚起の表示を推進することが示されており、まずは金融機関等において、ポスター等により通話禁止を周知いただくとともに、人感センサーやAIカメラ等の導入についても検討いただきたいと考えている。

○ 引き続き、特殊詐欺被害の防止に向け、審議会における専門家の意見等も踏まえながら、特殊詐欺対策の強化や「大阪府安全なまちづくり条例」の改正検討とあわせ、実効性の確保についても検討を進めていく。

## ②（還付金詐欺に関する振込み被害の実態）

還付金詐欺により騙されている高齢者の多くは、自らがＡＴＭで犯人側の口座に振込んでいるという認識はなく、犯人に言われるがままにＡＴＭを操作させられ、毎日のように貴重な財産が奪われています。

振込元となる被害者の口座を分析すると、都市銀行等の口座が多いと聞いています。

一方、「一定年数、ＡＴＭでの振込実績がない高齢者のＡＴＭ振込限度額をゼロ円又は極めて少額」に設定した信用組合や信用金庫では、被害が非常に少ないとも聞いています。

そこで、還付金詐欺に関する振込み被害の実態について警察本部長に伺います。

（岩下警察本部長答弁）

○ 還付金詐欺の振込み被害の現状について、お答えいたします。

令和５年中の還付金詐欺の被害は９４８件で、６５歳以上の高齢者の割合が約９割を占めており、そのうち約７割は都市銀行等の口座からの被害となっています。

○ また、都市銀行等の１日の振込上限額は５０万円又は１００万円に設定されていることが多く、１件当たりの被害額４０万円以上５０万円未満が約２割、９０万円以上１００万円未満が約２割と全体の４割以上を占めており、一日の振込上限額いっぱいまで振込みをさせられるケースが目立っています。

○ このような情勢を踏まえ、大阪府警察では、被害に遭いやすい高齢者の振込限度額を０円、若しくは少額に設定することで還付金の被害を間違いなく抑えられると考え、金融機関に対して協力要請を行っているところであります。

## ③（「大阪府安全なまちづくり条例」の改正検討（振込限度額の引下げ））

特殊詐欺について、危機管理監と警察本部長から答弁がありました。現実には発生している被害の大きさに鑑みるに、「高齢者のＡＴＭ操作時における通話禁止」といった、より踏み込んだ強い対策を実施する必要性は理解します。ただ、金融機関にはコストや負担が発生します。実効性確保の観点から技術上の困難も想定されます。

一方で、先程紹介したように、限度額自体をゼロ円や極めて少額に設定すれば、被害はかなり抑え込むことは間違いなく、こういった対応を行う金融機関が増えてくれば、極めて有効な特殊詐欺対策として機能するでしょう。

そこで、「大阪府安全なまちづくり条例」の改正にあたっては、「携帯電話の通話禁止」とあわせて、より効率的・効果的に被害を防止できると考える「A T M振込限度額の引下げ」についても検討すべきと考えるが知事の所見を伺います。

(吉村知事答弁)

○ 特殊詐欺については、高齢者の大切な老後の資金を騙し取る非常に悪質な犯罪。被害が1件でも減少するよう、さらに対策を強化する必要がある。

○ 「高齢者のA T M操作時の通話禁止」は、振り込みを水際で防ぐ上で有効な対策。金融機関に負担が発生することとなるが、特殊詐欺から顧客の資産を守ることは、事業者に対する信頼にも繋がると考えている。

○ また、「A T M振込限度額の引下げ」については、被害防止の観点から有効であり、審議会でも検討いただいているところ。限度額の設定にあたっては、利用者の利便性も考慮する必要があるため、今後、審議会の意見も踏まえながら、検討を進めていく。

#### **(要望)**

還付金詐欺の大部分は都市銀行等の口座からの振り込みです。これら都市銀行等に、ATM からの振込限度額の引き下げを強く働き掛けることができる、より実効性のある条例改正案をとりまとめ、議会に提案されるよう、要望します。

### **(4) ワンストップ支援センターの機能強化**

#### **① (持続的なワンストップ支援センター体制の構築)**

全国の強制性交等罪や強制わいせつ罪、令和5年の刑法改正後は「不同意性交等罪」や「不同意わいせつ罪」による性犯罪被害の認知件数は増加傾向にあり、全国に設置された性犯罪・性暴力被害者のワンストップ支援センターに寄せられる相談も年々増加しています。

性犯罪・性暴力被害者は、精神的ダメージを強く受けており、心身の回復に向けて様々な支援を要することから、ワンストップ支援センターにおいては、被害者からの相談に的確に応じるとともに、必要な支援を行っている関係機関・団体等に確実につなぎ、支援をコーディネートすることが極めて重要です。

大阪府においては、平成29年に、民間病院を拠点に先駆的な活動をしてきた民間のワンストップ支援センターであるNPO法人「性暴力救援センター大阪・SACHICO」と連携して、これまで取り組みを進めてきました。SACHICOのように、病院を拠点としたタイプのワンストップ支援センターのメリットは、支援のコーディネート・相談ができるセンターが産婦人科医療を行う院内にあることで、1か所で支援を提供できるため、被害者の移動負担を軽減できることにあります。

しかしながら、拠点となる病院にかかる負担が大きくなる面もあります。近年の医師不足や医師の働き

方改革などから、持続可能性の点で、大きな課題となります。

SACHICOの拠点病院である阪南中央病院においても、過大な負担を原因として、持続が困難な状況に陥っていると聞いています。このままでは性犯罪被害者の支援ができなくなることも懸念されます。

性犯罪被害者に対して安定的な支援を提供するためには、ワンストップ支援センターが持続的に活動できる体制を早急に構築すべきです。危機管理監の考えを伺います。

(松井危機管理監答弁)

○ 本府においては、平成 29 年 4 月、病院拠点型のワンストップ支援センターの SACHICO に対し、国の交付金を活用して補助するとともに、平成 30 年 9 月、10 の協力医療機関の参画を得て、性暴力被害者支援ネットワークを構築している。

○ 一方、議員ご指摘のとおり、拠点となる病院にかかる負担が大きいことが課題。SACHICO においても、拠点病院の体制が維持できなくなったことから、令和 6 年度から分室新設に事業補助を行い、運営体制を補完するなど、持続可能性の確保に努めてきたところ。

○ 本府としても、ワンストップ支援センターの機能を維持・継続することが必要不可欠と認識。そのため、今回、関係部局と連携した庁内ワーキンググループを立ち上げ、持続可能なワンストップ支援センターの確立に向けて検討を行うこととしたところ。

○ 性犯罪・性暴力被害者が安心して適切な支援を受けられる支援ネットワークの構築に向けて、できる限り早期に方向性を見出していく。

## ② (ワンストップ支援センター機能の維持・継続)

危機管理監より、ワンストップ支援センター機能を維持・継続するための庁内ワーキンググループを設置するとの答弁がありました。SACHICO と拠点病院との賃貸借契約の満了は来年 3 月末と聞いており、悠長なことは言われていない状況であります。性犯罪が多発する大阪において、ワンストップ支援センターの機能が、一時的であっても途切れるようなことは絶対に許されません。

来年 3 月末の期限までに移転先を確保し、ワンストップ支援センター機能を維持・充実していくことが不可欠と考えますが、知事の考えを伺います。

(吉村知事答弁)

○ 性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を踏みにじる行為であり、絶対にあってはならない卑劣な行為。ワンストップ支援センターは、こうした被害直後の傷ついた性犯罪被害者を支援する上で極めて重要な存在。

○ 大阪府としては、SACHICOと協議しながら、今年度できるだけ早期に移転先を確保し、ワンストップ支援センター機能の継続性を確保するとともに、医療機関との連携の向上や各相談機関との連携強化等により機能充実を図っていく。

### **(要望)**

短期的には、現在、ワンストップ支援センター機能を担っているSACHICOの活動が継続できる状況を確保することが重要です。並行して、大阪府のさらなる関与も極めて重要です。性犯罪の被害にあう未成年者も多数いることを考えると、被害にあった瞬間だけではなく、成長した後までフォローする視点も重要です。そうなれば、産婦人科だけではなく、小児科や精神科の関与も大切になってきますし、子ども家庭センターといった行政、学校、警察との連携強化も重要になります。今般設置される庁内ワーキンググループにおいては、ワンストップ支援センター機能を途切れさせないという短期的課題に加えて、2から3年後を目処とした中長期的課題として、真に被害者に寄り添える連携型のワンストップ支援センター構築へ向けた取り組みを要望いたします。

## **(5) 安全な走行空間の整備と違法走行の取締強化**

### **①(特定小型原動機付自転車の取締状況と交通ルールの周知について)**

昨年7月の改正道交法施行により、特定小型原動機付自転車の運用が始まりました。16歳以上であれば免許不要で手軽に利用できる乗り物として、普及が進んでいると感じています。

手軽で便利な交通手段として期待される一方で、街中では信号無視や歩道上で歩行者の間を縫うように走行するなどの危険な行為を見かけることがあり、重大な交通事故が発生する前に正しい交通ルールの周知や悪質運転者への取締りにより対策が必要と感じます。

そこで、特定小型原動機付自転車の悪質運転者に対する取締状況と交通ルール周知に向けた取り組みについて伺います。

(岩下警察本部長答弁)

○ 特定小型原動機付自転車の取締状況につきましては、改正道路交通法が施行された昨年7月1日から12月末までの6か月間に347件を検挙しましたが、本年は1月1日から6月末までの6か月間で1,748件(+1,401件)を検挙しており、取締りを強化しているところです。

○ また、交通ルールにつきましては、安全利用に関するハンドブックや動画を作成し、広く府民に対して周知を図っているほか、シェアリング事業者や販売事業者に対し、利用者への交通ルールの周知を行うよう働きかけております。

○ 引き続き、悪質危険な交通違反に対する交通指導取締りを強化するとともに、事業者などと連携して交通ルールの周知に取り組んでまいります。

## ②(自転車に関する交通ルールと道路交通法改正内容の周知及び通行空間の整備について)

大阪府では、昨年、交通事故死者数が2年連続で全国ワーストとなり、そのうち自転車乗車中の死者数についても全国ワーストでした。

大阪の街を見ますと、車道での右側通行や信号無視をしばしば見かけますが、その原因として、自転車の通行について「車道が原則、左側通行。歩道は例外、歩行者優先。」の基本的ルールが府民に浸透していないのではないかと考えています。

改正道路交通法が5月に公布されましたが、公布後2年以内に「自転車の交通違反に交通反則切符が適用される」こととなります。

府民に対して、通行方法等の交通ルールに加えて法改正の内容をしっかりと伝えていく必要があります。さらに、自転車が通行する位置を、分かりやすく明示するなどの通行空間の整備についても大切です。

そこで、自転車の交通ルールと道路交通法の改正内容の周知及び通行空間の整備に向けた取組について伺います。

(岩下警察本部長答弁)

○ 自転車の正しい交通ルールにつきましては、小中学校での交通安全教育や各種交通イベントなどの機会を活用した広報啓発を実施しているほか、自転車関連企業の協力を得てハンドブックを作成し、広く府民へ配布するなどして周知に努めているところです。

○ また、議員ご指摘の改正道路交通法の内容につきましても、多くの府民の皆様に関係することですので、施行までの2年間にウェブサイトなどの様々な広報媒体を活用するなどして、正しい交通ルールと合わせて丁寧に周知を図ってまいります。

○ 加えて、自転車の通行位置を明示することは、交通マナー向上の有効な手段となりますので、引き続き、道路管理者と連携した自転車の通行空間の整備を進めてまいります。

## (6) 自転車のヘルメット着用率の向上

昨年4月から自転車利用者のヘルメット着用が努力義務となりました。残念ながら、大阪府においてはヘルメットの着用率がワースト1と報道されており、ヘルメットの着用促進に向けた、さらなる取組が求められています。

着用率を向上させるためには、通勤や通学などの日常生活において習慣付けることが重要であり、例えば、東京都や山口県では、公立高校の自転車通学する際のヘルメット着用を義務化しています。

そこで、大阪府内における自転車利用中の交通事故死者数について警察本部長に、ヘルメット着用率向上に向けた取組について、警察本部長、都市整備部長、教育長に伺います。

(岩下警察本部長答弁)

○ 府下において自転車利用中に交通事故で亡くなられた方は、本年8月末現在で19人でした。

なお、そのうちヘルメットを着用されていた方は、一人もおられませんでした。

そうした中、本年7月実施の全国調査では、大阪府の自転車ヘルメット着用率は、僅か5.5%で全都道府県でワーストとなりました。

○ 大阪府警察におきましては、自転車ヘルメットの着用を促進するため、府警ウェブサイトや交通安全イベントなどにおいて、自転車の交通死亡事故における頭部損傷の割合などの具体的な数値を示して、ヘルメット着用の重要性を広く府民へ呼びかけております。

○ また、現下の状況を踏まえ、この度、大阪府警察において自転車ヘルメットの着用を呼びかける啓発動画を制作しました。

この動画では、ご遺族、或いは重傷を負われたご本人とご家族にご出演いただき、それぞれの想いを語っていただいております。

○ 今後、この動画を活用するなどして、議員ご指摘の高校生をはじめ、児童・生徒の保護者や高齢者、また通勤や業務で自転車を利用している企業に対する自転車ヘルメット着用促進の働きかけを一層強化し、着用率の向上を図ってまいります。

(谷口都市整備部長答弁)

○ 自転車利用者のヘルメットの着用促進に向けては、幅広い年齢層に対し、春や秋の全国交通安全運動等を通じた広報啓発や自転車シミュレータを活用した交通安全教育等を行っている。今年度からは、自転車事故の死者・重傷者のうち高齢者の割合が高くなっているため、新たに、高齢者団体に対する交通安全講習にも取り組んでいる。

○ 加えて、通勤時にヘルメットが着用されるよう、経済団体を通じ、府警本部が作成した啓発動画を紹介するなど、府内企業に対する働きかけを行っている。

○ 引き続き、これらの取組による効果を検証しながら、ヘルメット着用促進に向け取り組む。

(水野教育長答弁)

○ ヘルメット着用について、7都県で公立高校通学時のヘルメット着用義務化を行っていることは認識しております。

そのため、府教育庁としましては、府警本部と連携し、モデル校に指定した複数の高校において、生徒の主体的な活動を通じてヘルメットの着用を含む交通ルール・マナーの改善をめざすプロジェクトを8月に立ち上げ、現在、モデル校の選定を行っているところでございます。

○ モデル校における交通ルール・マナーの改善に係る取組内容を検証しながら、今後、それらの取組みを府内の高校等に展開することにより、生徒自らが、命を守るというヘルメットの重要性を理解し、主体的にヘルメットを着用するよう取り組んでまいります。

### (要望)

高校生世代への取組みの現状については理解いたしました。ですが、自転車を利用する世代のうち、負傷者は高校生世代が最多という状況で、速やかな着用率向上を図る必要があると考えます。府立学校におけるモデル校の取組みを進め、水平展開することで府立学校全校におけるヘルメット着用率の向上をはかるよう要望します。

## 6 力強い産業創造都市・大阪

### (1) カーボンニュートラルの推進

近年、気候変動の影響が顕在化する中、次世代技術の活用などCO<sub>2</sub>排出を削減しながら新たな成長につながるカーボンニュートラルの達成へ向けた取組みを強化することが重要です。

その有力な選択肢が、家庭や店舗から出る廃食用油やバイオマス等を原料として航空燃料を生成する「SAF」です。従来の航空燃料に比べて、CO<sub>2</sub>排出を約80%削減するもので、我が国は、2030年時点で「航空燃料使用量の10%をSAFに置き換える」との目標を設定しています。

大阪では、国内初となるSAFの大規模生産施設が進んでいます。府内自治体でも廃食用油の活用に向けた取組が始まっています。家庭からの廃食用油の回収は、市町村事務とはいえ、脱炭素への行動変容にもつながることから、府としても旗を振り、官民プロジェクトへの参加や、事業者との連携を図るなど、より強く取り組むべきではないでしょうか。知事の所見を伺います。

(吉村知事答弁)

○ 脱炭素社会の実現に向け、SAFの導入は航空分野における重要な取組。また製造施設が府内に立地することから大阪の成長にも寄与するものと認識。

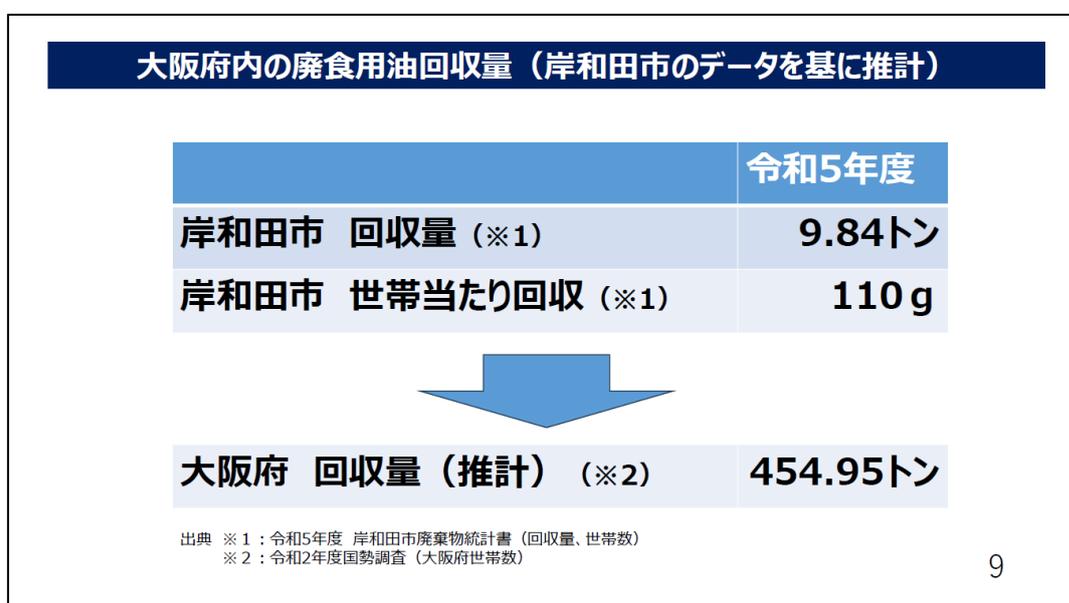
○ このため、家庭からの廃食用油について、未回収の市町村に対して脱炭素社会への貢献という意義や、官民連携による先進事例などを紹介して取組の促進につなげる。

さらに、アプリを活用して廃食用油回収も含めた個人の行動変容を促すほか、官民プロジェクトに参画するなど、広く事業者とも連携しながら、脱炭素化に貢献する取組を進めていく。

○ 今後とも、脱炭素につながる行動をとる府民が増え、それにより脱炭素型の製品やサービスも拡大するという好循環を生み出すことで、持続的な経済成長と脱炭素化をめざしていく。

### (要望)

府内でも、例えば、岸和田市では毎年約 10 トンの廃食用油を回収しています。これを、府内全体で取り組んだとすると、推計約 455 トンもの廃食用油を回収できる可能性があります。



廃食用油の回収が進むことが脱炭素化の具体的な行動変容に繋がることから、事業者とも連携しながら、大阪府全体で取組を進めていただくよう要望します。

## （2）府内中小企業の魅力発信

### ①(万博を契機とした府内中小企業の魅力発信)

万博は、多くの企業にとって、自社の取組み等を PR できる重要な機会といえます。

こうした中、大阪府では、府内ものづくり中小企業による工場視察の受入を促進し、広く技術力や製品の魅力を発信していくため、視察受入れ企業の情報を集約した専用ポータルサイトを開設することです。大阪の強みである、ものづくりの魅力を国内外に発信する非常に良い取組みですが、いわゆる製

造業を中心とした取り組みであると聞いています。食品や伝統産業なども含む幅広い「ものづくり」の魅力も来阪者に対し伝えられるよう取り組むべきと考えますが、商工労働部長の所見を伺います。

(馬場商工労働部長答弁)

○ 2025 年大阪・関西万博は、国内外から多くの方々が大阪を訪れることから、ものづくり中小企業の技術や製品を知っていただく絶好の機会。

○ 近年、販路開拓や人材確保などを見据え、生産現場の公開や、ものづくり体験の提供などに取り組む中小企業が増えているが、その拡大には工場視察の受入れにかかる負担が課題。本事業においては、その負担を軽減することから、これまで取り組んでこなかった中小企業の方にも参加いただきやすいものとなっている。

○ 大阪のものづくりは、金属加工をはじめとする工業製品や、繊維、印刷、食品、伝統産業など多様な業種が広く集積することが強み。一方、来阪する国内外のビジネスミッション団や児童・生徒等のニーズも様々。来阪者のニーズにこたえながら、ものづくりの魅力を発信するためにも、業界団体等と連携するなどにより、府内各地域の幅広い分野の中小企業にこの事業を周知していく。

## ②(万博を契機とした府内中小企業のビジネス機会の創出)

幅広い「ものづくり」の魅力の周知についてはしっかり取り組んでいただきたいと思います。

大阪には、ものづくり以外にも技術、飲食、生活関連などのサービスの分野をはじめ幅広い業種の中小企業が集積しています。そのような企業も大阪・万博のインパクトを感じられるよう、国内外からの様々なニーズをしっかりと繋げていくことが重要です。

特に万博開催期間中は海外から約 350 万人もの来場者が見込まれており、その中には万博参加国・地域の政府機関や経済団体が派遣するビジネスミッション団や海外企業も含まれています。その中で、海外のビジネス関係者が万博会場内だけでなく、万博会場外の地元企業へ足を運ぶなど、府内企業のビジネス機会の創出に繋がる様々なニーズも想定されます。

そういった海外からの様々なニーズを府内のあらゆる業種の中小企業へつなげていくとともに、その取り組みを来阪する海外のビジネス関係者に周知することが重要と考えますが、商工労働部長の所見を伺います。

(馬場商工労働部長答弁)

○ 万博開催時には多数の海外企業等の来阪が見込まれることから、これら企業等のビジネスニーズを府内中小企業へ着実に伝えていくことは重要。そのため、今年度、JETROや大阪商工会議所、関西経済連合会等の支援機関と府市が一体となって、各国からのビジネスミッションをサポートするワンストップ窓口を設置した。

○ この窓口では、ビジネスセミナー、展示会、マッチングのための専用サイトなどの商談機会の提供、府内企業や産業施設など視察先の案内を行うこととしており、ライフサイエンスやエネルギー等の成長産業分野やものづくりに加え、食品、文化、伝統産業、サービス、投資運用など来阪する様々な業種のビジネスミッションのニーズに対応できるよう、情報の充実を図ることとしている。

○ また、ワンストップ窓口の活用に向けては、来阪前に知っていただくことが重要であることから、各国の貿易振興機関などさまざまなチャネルを通じた周知に取り組んでいく。

### **(要望)**

府内にはものづくりだけでなく、地元根ざした技術、サービスなど特色のある企業も多くあります。府内各地の商工会議所等と協力し、そうした企業の情報を集約、活用することで、少しでも多くの中小企業のビジネスチャンスに繋げ、万博のインパクトを感じていただけるよう、要望します。

### **(3) 再生医療の成長産業化に向けた戦略的な推進**

再生医療の産業化を推進する拠点として中之島クロスが6月にオープンしました。中之島クロスは産学医のトップランナーが一つ屋根の下に集まり、再生医療にかかる臨床研究から実用化・産業化までの取組みを一貫して進める拠点です。医療機関、研究開発施設、企業等が順次入居を開始しており、注目度が高まっていると認識しています。

万博のテーマは、いのち輝く未来社会のデザイン。再生医療とも親和性は高く、万博開催の機を逃さず実用化・産業化に向けた取組みを加速させるべきです。

再生医療等製品は、約8割がスタートアップ発の技術であるとの調査もあることから、その取組みの加速化に向けては、スタートアップの役割が極めて重要です。中之島クロスの入居企業とスタートアップ等による「共創」の取組みはもちろん、スタートアップへの資金調達など成長に必要な伴走型の支援が必要です。

スタートアップへの支援については、国においても、その創出、育成のため、様々な事業が設けられていることから、府としても国の動きも踏まえながら、中之島クロスでの支援を加速させていくべきと考えますが、商工労働部長の所見を伺います。

### **(馬場商工労働部長答弁)**

○ 中之島クロスは、スタートアップとその支援機関をはじめ、産学医が一つ屋根の下に集積する、世界に類を見ない再生医療の産業化の拠点。2030年に再生医療を核とした先端医療の普及と産業化モデルの確立をめざし、取組みを進めている。

○ 再生医療の産業化に向けては、スタートアップが必要不可欠なプレイヤーであることから、中之島クロスでは、未来医療におけるスタートアップ拠点もめざしている。

○ そのため、中之島クロスに入居するスタートアップの成長が加速するよう、府においては、事業実現性や資金調達に向けての調査分析への補助支援に加え、事業会社やベンチャーキャピタルとの交流の機会などを提供するとともに、中之島クロスに入居するアクセラレータにおいて、伴走支援などを行っているところ。また、今後は、海外等から投資を呼び込む国際金融都市の取組みとも連携を進めていく。

○ しかしながら、世界に伍する拠点形成に向けては、メガファームをはじめグローバル企業との共創や海外からの投資の誘引等も必要であることから、これら国家レベルでの取組みを求められることについては、未来医療推進機構と連携し、国施策の積極的な支援などを提案・要望等してまいる。

### **(要望)**

万博開催中は、国内外からライフサイエンスに関連する企業や団体の来阪が予想され、さらに中之島クロスへの来訪者が増加することが予想されます。この機を逃さないよう、府の積極的な取組みを要望します。

## **(4) 適切な価格転嫁促進に向けた取組みの強化**

### **①(官公需における国と府の基本方針)**

国や地方公共団体などが、物品を購入したり、サービスの提供を受けたり、工事を発注したりするのが、『官公需』です。

国では『中小企業者に関する国等の契約の基本方針』を毎年度閣議決定しており、大阪府でも「中小企業者向け官公需確保のための基本方針」を策定し、受注機会の増大に取り組んでいます。

令和6年度の国の基本方針では、物件や役務の契約において、昨今の労務費等の上昇を受け、コスト増加分の価格転嫁を行い取引の適正化を図る観点から、受注者から契約金額の変更の申出があった場合に、発注者は迅速かつ適切に協議を行うものとし、契約書にその旨の条項を記載するなどの配慮について、新たに記載されています。しかし、府の方針には、この条項を記載するなどの配慮についての記載がありません。

府の方針も受注者からの協議に関する内容を盛り込むように改定するべきと考えますが、商工労働部長に伺います。

### **(馬場商工労働部長答弁)**

○ 官公需については、国の基本方針を踏まえ、庁内各部署で構成する大阪府官公需確保対策会議において策定する府の基本方針に基づき、府庁全体で中小・小規模事業者の受注機会の増大に取り組んでいる。

○ 今後も労務費等のコスト上昇が見込まれる中で、中小・小規模事業者が契約変更に関する申出を行いやすくなることが重要と考えており、国の基本方針を踏まえ、本府においても、受注者からコスト上

昇に伴う契約金額変更の申出があった場合に、迅速かつ適切に協議を行う旨の改定を、庁内各部署と調整の上、速やかに行う。

## ②（官公需に係る契約変更協議）

先ほど述べたとおり、最新の国方針では委託役務業務において、適正な予定価格の算出に加え、契約の途中で、労務費等が高騰し、受注者から契約金額の変更について申出があった場合には、その可否について迅速かつ適切に協議を行うなどとされています。そこで委託役務業務においての適切な協議を、どのように行う方針であるのか、府の契約の総合調整を担う総務部長に伺います。

（市道総務部長答弁）

○ 委託役務業務の契約においては、府における官公需の基本方針を受け、最新の実勢価格を踏まえながら、契約の内容や状況に応じた適正な予定価格に基づき、発注することとしている。

○ 今後、府の方針が改定されることとなれば、その改定趣旨や国の動向も踏まえつつ、労務費の高騰等により、契約変更の申出があった場合は、迅速かつ適切に協議を行えるよう、発注部局と連携を図りながら、取り組みを進めていく。

## ③（府の官公需における価格転嫁の重要性）

労務費、原材料費、エネルギーコストなど様々なコストの上昇が今後も見込まれる中で、適切な価格転嫁がなされなければ、中小企業・小規模事業者にとっては、事業継続に関わる大きな問題となります。

先ほど商工労働部長から、受注者からの契約変更に関する申出が行えるよう府の方針に盛り込む旨の答弁がありました。府全体で確実に取り組んでもらいたいと思いますが、知事の決意をお伺いします。

加えて、民間企業同士の契約においても、適切な価格転嫁が進んでいくことが望ましいと考えますが、知事の考えを伺います。

（吉村知事答弁）

○ 中小・小規模事業者の経営の安定に向けては、発注者と受注者が価格転嫁について協議ができる環境が重要と認識している。

○ 府の官公需においては、府の方針を速やかに改定し、契約変更の申出があった場合には、迅速かつ適切に協議が行えるよう取り組んでいく。

○ また、民間企業同士の契約においても、コスト上昇分が適切に価格転嫁されるよう、速やかに経済団体等へ要請するとともに、引き続き、国とも連携し、受注者への啓発や相談などの支援に取り組んでいく。



(中川 誠太 議員)

以上で大阪維新の会を代表しての質問を終わります。ご清聴、ありがとうございました。